令和６年９月橋本市議会定例会会議録（第２号）

令和６年９月９日（月）

議事日程第２号

令和６年９月９日（月）　　午前９時30分　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

順番１　10番　垣内憲一君 …… 12

順番２　11番　岡本安弘君 …… 24

順番３　12番　小林　弘君 …… 30

順番４　16番　土井裕美子君 …… 33

順番５　18番　中本正人君 …… 45

順番６　４番　梅本知江君 …… 50

順番７　５番　阪本久代君 …… 57

議員定数１８名

出席議員１８名

１番	**森下伸吾君**	２番	**板橋真弓君**
３番	**岡本喜好君**	４番	**梅本知江君**
５番	**阪本久代君**	６番	**髙本勝次君**
７番	**岡　弘悟君**	８番	**田中博晃君**
９番	**堀内和久君**	10番	**垣内憲一君**
11番	**岡本安弘君**	12番	**小林　弘君**
13番	**田中和仁君**	14番	**南出昌彦君**
15番	**辻本　勉君**	16番	**土井裕美子君**
17番	**石橋英和君**	18番	**中本正人君**

説明員職氏名

市長	**平木哲朗君**	副市長	**小原秀紀君**
教育長	**今田　実君**	総合政策部長	**井上稔章君**
総務部長	**中岡勝則君**	経済推進部長 農業委員会事務局長	**三浦康広君**
健康福祉部長	**久保雅裕君**	危機管理監	**大岡久子君**
建設部長	**西前克彦君**	会計管理者	**兼井和彦君**

上下水道部長	**堤　　健　君**	教育部長	**岡　　一　行　君**
消防長	**永　井　智　之　君**	病院事務局長	**池之内　正　行　君**
選挙管理委員会事務局長	**辻　本　昌　亮　君**	監査委員事務局長	**岩　坪　恭　子　君**
財政課長	**三　嶋　信　史　君**	政策企画課長	**辻　本　真　吾　君**

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	**福　井　直　記**	議会事務局次長	**笹　山　　奨**
議事調査係長	**中　井　ユ　リ**	書記	**諸　田　泰　己**

（午前９時30分　開議）

○議長（森下伸吾君）おはようございます。

ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、日程第１　会議録署名議員の指名　を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、５番　阪本君、13番　田中君の２人を指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（森下伸吾君）日程第２　一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は14人であります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番１、10番　垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）おはようございます。

前回６月議会定例会において、私は「橋本市発注工事の適正な施工の確保について」と題し、一般質問をさせていただきました。

実は、その数日前にこのようなことがありました。読売新聞オンラインによりますと、市長が市の開発事業をめぐり市議に、「証拠のない質問をすれば法的措置を取る覚悟がある」と発言。地方議会に詳しい大学教授の話として、「議員も市民の代表であり、議会を通じて行政運営をチェックする役割を理解していないような発言だ。法的措置を取るという表現も威圧的で議会の機能を制約しかねない」というものでありました。市民の方からは、「あんなこと言われて、よう黙っとるな」などのお叱りの言葉も頂いておりました。

これが今の橋本市の現状なのかもしれません。市長から威圧めいた発言を受けても、市民の皆さんから選出され付託を受けた一議員として、質問すべきことは質問するという姿勢を今後も持ち続けることが大事だと思っております。

また、先日、私は自身の活動報告という形で、このようなチラシを作成し、新聞折り込みをいたしました。いろいろな方から貴重な意見をたくさん頂きました。今日はそこらのことも参考に質問をしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

今回は２項目。

まず、一つ目、橋本市発注工事の適正な施工の確保について（第２弾）です。

私は前回６月議会定例会において、橋本市公共工事の適正な施工の確保についてという一般質問をしました。その中で、当該造成工事の受注者、ＪＶに対する処分などについて

ただしましたところ、市はこのように答弁しています。「今回、盛土部において根株混入や品質管理の不備など適切さを欠いていた状況を受け、受注者には都度改善を促し、是正措置を講じていただいておりますが、是正が広範多岐にわたっていることは市として懸念しており、今後、法令等に照らした上で、橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準に基づき、適正に対処していく所存です」とのこと。

今回の質問は、その対処結果及び令和６年８月９日付で各議員宛てに報告のあった「進出計画見直しについて」の資料によると、根株混入や盛土品質等の不具合が判明したことにより、合計３社が進出中止をするとのことです。

これはあくまで現時点の状況ですが、これに係る原因と責任の所在、そして、共同事業者である和歌山県、南海電鉄は今回の件をどのように考えているのかなども含め、橋本市発注工事の実態と適正な施工の確保について、下記の質問をいたします。

１、前回６月議会定例会一般質問の答弁によると、受注者に対する「是正が広範多岐にわたることは市として懸念しており」とのことですが、広範多岐とは範囲が広く多方面にわたるということです。一体どのような是正措置を講じていただいたのですか。その内容を説明してください。

２、続いて、「入札参加資格停止基準に基づき、適正に対処していく所存」ということですが、その結果はどうなりましたか。

３、根株混入や盛土管理の不備などによる撤退企業が出ている状況ですが、その責任はどこにあると考えますか。

４、市としての監督責任はありますか。

５、令和４年９月に完成した和歌山県発注トンネル工事で、後に施工不良が発覚した件に関し、県は八郎山トンネル技術検討委員会なるものを設置し、受注者のみならず発注者の監督体制にも触れ、報告を行っていますが、本市もその例に倣い、第三者による検討委員会を設置しませんか。

６、現時点において、共同事業者である和歌山県、南海電鉄株式会社はどのように考えていますか。

７、橋本市発注工事の現状及び課題、そして、将来的に適正な施工を確保する上で今回の件は一つの前例となると思いますが、市としてのお考えはいかがでしょうか。

２項目め。第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について（第２弾）。

６月議会においても一般質問しましたが、第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の関係者への説明会と意見交換会が一巡したと聞いています。保護者や地域から子どもたちへの影響や地域の活動拠点に対する様々な意見が寄せられたと思います。

対話を重視するという中、これを受けて今後の方針を見直すのか否か、当局の見解を伺います。

壇上からの質問は終わりです。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君の質問項目１、橋本市発注工事の適正な施工の確保に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君） 橋本市発注工事の適正な施工の確保についてお答えします。

一点目の、是正措置の内容についてですが、あやの台北部用地の本体造成工事で、盛土内への根株の混入、盛土の品質管理に係る資料の不足及び盛土法面の品質管理に係る資料の不具合が相次いで確認され、これら不具合への対応として是正措置を講じさせました。

まず、根株の混入については、事業区域内の宅地等の盛土部を再度掘削し、根株の有無を確認させた上で、掘削した土は機械によるふるい分けや人力による作業で根株を撤去、目視により根株がないことを確認した後、適正に埋め戻しさせました。

結果は、調査土量約30万5,000立方メートルに対し根株混入量約73立方メートルで、混入率は0.024%となっており、確認した根株は全て撤去、処分させました。

盛土の品質管理の不具合については、有識者の意見を基に、宅地等において地盤調査や土質試験を実施し、盛土の密度などを測定の上、調査で得た資料の評価を行い、盛土の品質管理基準である締固め度90%を満足するか確認しました。その結果、３箇所で基準を満たしていなかったため、再施工させました。

盛土法面の品質管理についても、各盛土法面において試験に必要な土のサンプリングを行った上で、土質試験データを基に再度安定計算を行い、基準を満たしていることを確認しました。

その結果、全宅地において基準を満たす土地となっています。

二点目の、入札参加資格停止基準に基づく対処の結果についてですが、入札参加資格停止基準に基づき適正に処理すべく、現在、関係機関と協議し、慎重に検討を進めているところで、現在のところ結果は出ていません。

三点目の、根株混入などにより撤退企業が出ている責任についてお答えします。

今回の造成用地の施工途中の不具合が一因で、撤退企業が出たことは非常に残念です。企業に対しては不具合の是正方法や進捗をお伝えし、予定していた引渡し期限に間に合うよう最善を尽くしていたところでの撤退表明であったことから本市としても困惑しましたが、企業内において総合的に判断された結果であり、共同事業者である和歌山県、南海電気鉄道株式会社とも協議し、了承しました。

今回のあやの台北部造成事業の実施主体は本市であり、当然ながらその責任があることから、現在、ほかにも進出意向を示され用地購入のお申込みを頂いている企業や新たに進出意向のある企業に対しては、是正の状況をお伝えし、理解を頂いた上で、市ホームページにおいても情報発信しているところです。

今後、インフラ整備を含めた企業団地全体の事業の早期完成をめざした上で、企業誘致に努め、用地の完売をめざすとともに、関係機関との調整など慎重かつ適正に取り組みたいと考えています。

四点目の、市としての監督責任についてですが、市は発注者であるため、監督責任があります。そのため、不具合が確認された際、施工業者に対し是正措置の指示を行っており、有識者への調査方法及び是正方法等の協議に同行、また、作業時の現場立会いを実施しました。その結果、工期中に是正措置を完了させ、現在は品質を満たした土地となっていることから、本市の監督責任は果たしていると考えております。

五点目の、第三者による検討委員会の設置についてですが、本市においては有識者等の意見を基に既に是正が完了しており、現時点において、改めて検討委員会を設置する予定はありません。

六点目の、共同事業者である和歌山県及び南海電気鉄道株式会社の考えについてですが、両者とも企業が撤退となったことについては残念に思っておりますが、造成した宅地は基準を満たす土地であるため、早期完売に向け、共同で企業誘致に協力いただけるということです。

七点目の、橋本市発注工事の現状及び課題等についてですが、適正な施工を確保する上

での問題点を把握し、必要に応じ制度や要綱等の改正を視野に入れ、地方自治法、建設業法等関係各法令を遵守し、市発注工事の適正な施工の確保に努めます。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君、再質問ありますか。

10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

では、一点目の質問から順番に再質問させていただきます。

まず、前回の質問に対する経済推進部長の答弁は「是正処置を講じていただきました」と、受注者ＪＶに是正をお願いしたというようなニュアンスに聞こえておったんですけども、今回の答弁で「是正措置を講じさせました」に変わっていましたので、ほっとしております。ちなみに、これは市民からもご指摘を頂いていましたので、ご紹介させていただきます。

再質問ですが、まず、この造成工事において根株というものは産業廃棄物です。そうですね。では、実施した根株に対する調査土量は盛土全体の概ね何％になりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

盛土の土量、あくまでこれ試算ですが、盛土の土量につきましては、209万9,000立方メートルに対しまして調査土量は30万5,791立方メートルとなっておりまして、全体土量に占める割合は14.6％となっております。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

ちなみに調査の範囲を限定、盛土全体の概ね14.6％していますが、その理由なり根拠の説明ってできますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

盛土の下部では、地山天端の平たんな箇所を自走して、土砂バケットに取り込み作業を行うスクレイプドーザーという機械があるんですけど、それによる施工であったため、機械の特性上、地山に近い部分に根株が入り込む余地が少なかったこと、それから、全ての盛土を一旦取り除いて調査することが現実的ではなかったこと、全土量を施工し直すことで盛土品質が確保されないことが懸念されたことから、盛土の全てを動かすのではなく、調査の深さを1.5メートルから6.9メートルとした上で、残りのところは200箇所を超えるボーリング調査を含む地盤調査を施工前の元の山まで行うことで対応したと、そういうことになっております。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そういった形で施工していただいたんですけども、ということは、これ以上、根株は出てこないということでよろしいでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

各宅盤におきまして試掘調査を実施の上、疑わしい箇所を調査して、出てきた根株を撤去したという形を今取っております。

また、調査箇所よりも深い箇所については、先ほども言わせてもらったとおり、200箇所を超えるボーリング調査を含む地盤調査においても根株は確認されていないことから、調査は一旦完了しております。一旦というか完了しております。

この結果から見ますと、当該用地にはこれ以上の根株がないと考えていますが、全体の土をひっくり返したわけではないので、万が一混入があった場合でも締固め度等に問題が

ないという第三者の意見も頂いておると、そういうところでございます。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。それで結構でございます。

次に、盛土工事において最も重要である締固め度に関するデータが、令和４年５月以降ないということが分かったんですが、１年４か月後の令和５年９月ということでよろしいですか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

市において把握をしたのが令和５年９月ということになっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

ちなみに、締固め度のデータがないことを受注者、ＪＶは全く知らないで盛土管理を行っていたんでしょうか。そんなはずはないと思うんですが、不思議でなりません。

お聞きしたいことは、本来、盛土管理は施工管理上、日々の確認業務として積み上げていくべきものと聞いたことがあるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

順を追ってお答えしますと､分かってから、判明してから令和５年９月と10月に受注者から聞き取り、及び施工が完了した後、最近ですが、の事業者からの報告書によりますと、現場担当者は少なくとも令和４年５月にはデータがないことを知っていたと思われ、その事実を令和５年９月まで市に報告せず放置していたと考えられます。

報告書によると、当時、現場では元請と下請との情報共有の行き違いにより、本来渡されるべき座標データは下請に渡されず、座標データなしで取り決められた巻き出しの厚さや転圧回数の施工が行われていました。試験盛土の結果により施工していたので問題ないと安易に考えていたと、そういうようなことでした。

報告書では、最終的にデータを捏造し、報告しようと考えていたとの報告がございましたが、最終的には断念し、令和５年９月に市にその旨を報告したと、こういう流れになっております。その際、担当者は市の意向で現場から離れているということです。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

もう、ちょっと聞かせてもらっただけでちょっと悲しくなるような話を聞かせていただいたんですけども、このことに関して市としてどのように感じましたか。それとも、これに対して妥当な理由であるかどうか、どう思いましたか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

報告書を頂きまして、例えば捏造しようとしていたとかというところについては、やはり受注者と発注者の、何というんでしょう、信頼関係はつくる必要はないと思うんですが、そういう中での怒りといいますか残念な気持ちはありました。ということで、是正はしっかり行っていただいた、というか行わせたという、そういう状況になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

多分皆さんも同じ気持ちやと思うんですけども、そもそも、前にも質問させていただい

たんですけども、盛土厚さ30センチごとに転圧していくと。ほんで、その転圧する重機が同じところを、前回一般質問させていただいたんですけど、２回から３回、行ったり来たりしているのにもかかわらず、根株が混入してしまったと。

ちゃんと30センチごとにやっとったら、そんなことないと思うんですけども、そこら辺は､ちょっともう一回聞きたいんですけども。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

前回６月議会のときに答弁をさせていただいたとおりですが、根株の混入は通常現場では考えられないと、そういうことでしたが、今回のような大規模な現場、大型重機の使用というところで起こったものだと考えています。

いずれにしましても、事業者における施工管理の不備が原因であったというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）そうですよね。そもそも適正な施工管理ができていなかったということなんでしょうね。

そやけど、ＪＶを見たら施工能力が十分ある会社なんやと思うんやけども､僕としたら、そこをやらなかったというのが不思議でたまらんのですけども、橋本市の発注工事を何か甘く見とるんか、見てくれとんかな、どうなんかなと思うんですけど、そこら辺はどう思いますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

業者が橋本市に対してどう思っていたかというところは、ちょっとそこのところはお答えできないんですが、その後、市としましてもしっかり協議をして、指示をして是正させていたというところでございますので、そういうことでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）私もこの件、いろいろ問題があったときにその都度、ＪＶの幹事社の幹部を呼び出して、その都度注意、是正するように厳しく言いましたので、その点については十分対応したというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。副市長もありがとうございます。副市長もそんなんして、２回、３回と、そういった、ちょっと不祥事が出てきたときに、副市長も向こうの方と一生懸命話していただいたというのは僕聞かせてもろうてます。ありがとうございます。

にもかかわらず、またそれに、副市長が大丈夫やなと言うてくれとるにもかかわらず、まだ出てきた、また出てきたというような、そういったこともちょっと聞かしてもろとるんですけども。

ちなみに、ＩＣＴによる技術の評価点が加点されなかったら、落札者は変わっていましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

受注者から総合評価落札方式における具体の技術提案において、ＩＣＴ技術を使った管理について提案がなかった場合について、落札者の決定基準である評価値を算出すると入札結果が変わる結果となりました。

市としてはこのことに対し、弁護士とも相談し、法的に問題ないと確認した上で、これ

は３月市議会定例会の議案審議においてもお答えさせていただきましたが、技術提案の履行状況を反映し、工事請負金額を減額することで入札時の評価値となるように対応しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

市民からしたら、減額されたことだけで許してええんかなという話もちょっと聞かせてもろとるんですけど、ところで市民の方から聞かれたんですけども、聞かれて私自身が答えられなかったんですけど、市の監督業務の中で、重要な盛土管理のデータを１年４か月も確認、チェックしていなかった、段階報告させていなかったのはなぜでしょうかと聞かれて、しかも技術提案を、今言うてくれた技術提案を受けているような内容なのですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

事後的に振り返りますと、議員おただしのとおり、仕様書等に最初から記載して、段階確認によりこの問題を防ぐことができたのではないかと考えることができると思います。

ただ、一般的に市の工事においては、仕様書に記載がない限りは施工完了に合わせて書類の提出を受けることとなっておりまして、今回のケースにおいても、令和６年３月が工期末でしたので、その頃に書類を提出させる予定でございました。

しかしながら、事業の規模が大きいこともありまして、各種書類を確認する時間も膨大となる懸念から、工期の９か月前である令和５年６月に書類の提出を求めた結果、今回のケースが判明したと、そういう状況となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

決まりの、ルールの中で、今の橋本市のルールの中で業務を行ってくれたということで思うんですけども、先ほど部長もちょっと言うてくれたみたいに、例えばですよ、１か月あるいは３か月に１回でも確認しておけば、今のような、防げた可能性はあると思いますか、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今振り返りますと､それで防げたかどうか、相手にどういう意図があったかどうかというところは、その辺はちょっとはかれないんですが、市の監督業務において、例えばもう詳細に１か月３か月出していただいていたという状況でしたら分かった可能性はあると思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

ちょっと間違わないでほしいんですけども、私は監督職員を責めているわけではなく、監督体制、つまり、もっと多くの監督員が現場に常駐していれば、このようなこともなかったんちゃうんかなと。

ちなみに、現場で主に工事の監督されていた方の人数とか、教えていただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今回の体制につきましては、市の監督職員が３名、それと発注者支援業務の現場技術員１名の合計４名体制で監理をしておりました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

その人数体制は、市からしたら適切な人数だったと思いますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

先ほど議員がおっしゃられたように、工事施工中、全ての箇所、それから全ての時間を現場でずっと監理、監視することは、実際は物理的にできなかったんじゃないかなと、まずはそう思っています。

その上で、今回の事業の人員体制を部内でも協議したんですが、発注者支援業務により１名追加できたこと、それから、土木経験が豊富にある職員での施工を行えたことを考えますと適切であったと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）私は素人なんですけども、少なかったんちゃうんかなと。もうちょっと多かったら目が行き届いたんちゃうんかなというのは勝手に思っておるんですけども。

では、次に、二点目の審査会に移りますが、まず、慎重に検討しているとのことですけども、何を、どのように検討していますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）今回の件については、難しい事案となっております。他市の例でも、指名停止によって訴訟になって、市が敗訴するというような例もありますので、そこら辺について、本当に指名停止の基準に該当するかという点について弁護士とも相談しながら、判例でありますとか他市のそういった情報収集をしながら、現在、検討を進めているところです。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）分かりました。

ほんなら、ちなみにその審査会の結論というのは、いつ頃決定する見込みか分かりますか。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）時期については今、いつというのは言えないんですけれども、弁護士との協議についても大分進んできましたので、その結果が出次第、処分するかどうかについては結論を出したいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

これちょっと、市民からよく最近、「垣内さんやったらどうよ」ということで、よく聞かれるんですけど、部長にちょっとお聞きしたいんですけど、個人的な見解で結構なんですけど、もし部長が家を建てます、そこの土地を造成せなあかん、造成工事が必要な場合、この受注者に頼みますか、と僕よう聞かれるんすけど、部長はどう思いますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今回のケースと自分が家建てるときのケースは違いますので、ちょっとその辺お答えしかねます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

十分理解しております。

市民目線で考えると、こんな業者に二度と頼まない、頼んでほしくないということです。でも、公共事業であれば、入札要件に合致していれば再度落札されてしまうという可能性があるというのも聞かせてもろうてます。

では、三点目に移ります。

今回の造成用地の施工中、不具合が一因で撤退企業が出ているということにつきましては非常に残念なことですが、企業に報告したのはいつ頃になりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

企業にその内容を報告したのは令和６年４月から、お申し込みいただいている企業に説明を行いました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

私はこの根株盛土問題については、昨年2023年12月に市民から情報提供いただき、企業誘致室に確認すると、現状、根株、盛土に問題があると聞いたので、少しでも早く進出予定企業に説明に行って今の状況を話をすべきやと企業誘致室に話をし、今年２月28日に前企業誘致室長が僕に現状説明したいと来てくれたときにも、とにかく早く進出予定企業に現状説明に行くべきやとお願いしました。

進出企業の社長としては、新しく工場を建て、進出するには命がけです。じっくり計画を立て、判断し、決断して来てくれます。何があったとしたかって、最終的には社長の責任になるからです。もし僕が進出企業の社長であれば、どんなことでも正直に教えてほしいです。それが今後のお互いの信頼関係につながると思うからです。

が、市は令和５年９月に盛土にとって大切な締固め度のデータがないのも分かっていたにもかかわらず、なぜ私がお願いした進出企業へのいち早い説明に行ってくれなかったのかなとちょっと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

当時にちょっと遡りますと、様々な対応方法につきまして市の内部とか和歌山県等とも協議を重ねて、その結果、当時、工事施工中であったこともありまして、調査結果や是正内容等の対策がないまま企業に説明をしますと、かえって不安をあおることになってしまうとその当時は考え、調査結果や是正内容などの対策を決定した上、報告に上がろうという結論で、見送ったところでございます。

以上でございます。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

この三点目で聞きたかったのは、企業が撤退をするきっかけをつくったのは、そもそも何が原因で、その原因はどこがつくったのかということです。いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今回の施工管理の不具合によるものも、今回撤退した一因であるというふうには考えております。調査及び是正結果については企業に一定の理解をいただいておりまして、撤退は企業において最終的には総合的に判断された結果となっておりますので、本市において、そこら辺、どこの責任やというところは今は申し上げることはできません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）では、今回、説明に行ってくれとるけども、迷惑とか被害を受けているのは誰になるでしょうか。どこになるでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

被害を受けているというところでございま

すと、現時点で損害がどこかに発生したかというところはどこにも損害を発生しておりませんので、どこが損害を被っているかということに関しては今はないと思います。

ただ、今後その土地が売れなくなった、そういうことになりますと、当然その造成につきましては市民の税金で賄っていることになりますので、最終的な市民にそういうものが行くというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。そうなんですよ、最終的にはね。市が負担する分に関しては、もし売れ残った場合は市が、市民が負担を負うということになるということですね。

仮に市が損害をかぶることになった場合、この原因をつくった受注者、ＪＶに対して損害賠償請求を求める用意はありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

先ほど副市長からも申し上げたとおり、今、状況としてはまだ結論が出ていない、そういう状況となっておりまして、今後は慎重に対応すべきことと考えておりますので、その部分についてはお答えすることはできないです。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

これ最後の質問になりますか、五点目ですが、私が言っているのは、盛土の是正措置についてただしているのではなく、もっと大事なことを検証しませんかという質問です。

どういうことかといいますと、この造成工事の計画から設計、施工に至る一連の経過について、事業規模、入札方式、工事監督体制その他について、一旦、第三者による検証を行い、問題点や課題を整理した上で、今後あるべき姿を提言していただくことが、橋本市発注工事の将来につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） 今回の工事についてはいろいろ問題が発生したわけなんですけれども、それについては、市の現場の担当職員が適切な時期に適切に是正をしていただいて、問題点については全て解決しているというふうに私は思っております。

そういう点で今回、問題点についてはいろいろあったんですけれども、今後については、そういった問題点の是正あるいは教訓、そういうのを糧にして、今後また工事を進めていくということも考えていかなければならないと思っております。

そういう点で、今後も適切にそこら辺については市としての対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。市の考えはよく分かりました。けども、私自身、理解したということではないんですけども。

最後になりますが、この造成工事をする前には地鎮祭をしたと思います。その土地の神様に対し事故のないようお願いし、橋本市民、あの土地を大切にしていたご先祖様が喜んでくれ、よかったなとほほ笑み、また、進出していただく企業全社が繁栄していただけるような土地になるよう祈願されていたと思いますが、僕自身、今の状況を見て、神さんやご先祖さんはほんまに喜んでくれとんかなと、神さんは見とんちゃうんかなというのは思います。

前回も申しましたが、今回の事例は、今後、

橋本市発注工事の信頼性や信憑性に関わる問題であり、今後このようなことが発生しないように、信義、誠実の下、公共工事が行われることが最終的に市民の利益につながると考えています。

受注者、ＪＶに対する指導のみならず、受注者の選定基準や入札の仕組み、市の監督体制などについても改善の余地があると思いますので、今後とも橋本市の将来を見据えた建設行政などに期待したいものでございます。

そして、私の議員としての職務・職責は、橋本市の発展と、橋本市民の不安、不信、そして不満を少しでも解消し、笑顔あふれる元気なまちをつくるのも仕事と考えていますので、市当局におかれましては今後も誠実な対応をよろしくお願いいたしまして、私の一つ目の質問は終わらせていただきます。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目２、第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡　一行君）登壇〕

○教育部長（岡　一行君） 第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針についてお答えします。

第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針は、子どもたちによりよい学習環境を整えるために教育委員会が策定しました。現段階では市として政策決定されたものではありませんが、学校再編の方針を保護者等にお伝えしたところ、様々なご意見等を頂いたところです。

第２期基本方針を見直すのか否かについてですが、頂いたご意見等を踏まえ、現在、教育委員会議において学校再編の方針について見直しを図っています。見直した内容は保護者や地域等の皆さんに改めて説明する予定ですが、見直しした第２期基本方針をベースに（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定に取りかかり、パブリックコメントや政策審議に諮った後、市としての推進計画が定められます。

そこで、教育委員会では、学校再編の目標年度の見直しや学文路小学校と清水小学校の再編統合及び境原小学校と城山小学校の再編統合について変更協議を開始しています。

まず、学校再編の目標年度については、中学校区別に令和９年度から令和11年度としていましたが、第２期基本方針の変更協議に時間を要することから、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定時期については、令和７年３月の目標から令和７年12月以降にずれ込むと考えています。

当該推進計画の策定時期の変更と学校再編の事務量や体制を考慮した各中学校区での学校再編の目標年度の変更について、検討を進めています。

次に、学文路小学校と清水小学校の再編統合については、学文路小学校、清水小学校、橋本小学校の３校による再編統合の検討を進めています。

最後に、境原小学校と城山小学校の再編統合については、学校適正規模の考え方及び境原小学校の災害対策から学校再編を進めるとしていましたが、改めて児童の安全のための災害対策実施について検討を進めるとともに、再編統合の時期を延長した上での境原小学校と城山小学校の再編統合の検討を進めています。また、併せて、紀ノ光台地区の指定校変更についても検討を進めてまいります。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君、再質問ありますか。

10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。時間も押し迫っていますので、答弁いただいた、境原小学校の再編統合を延期していただ

けるということで、ちょっとあの地域の皆さんのことを理解していただけたのかなと思ってうれしく思いますけども。ありがとうございます。

それでは、再質問なんですけども、境原小学校について、改めて児童の安全のための災害対策の実施を検討するとのことですが、具体的にはどのような対策を検討されていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

校舎東側斜面についてのハード対策について検討しております。万が一、土砂災害が発生した場合に、崩れてきた土砂を受け止めるための擁壁を設置できないかと、市内部で協議していきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

説明会ではハード対策の設計から工事までは約３年の期間を要すると話がありましたので、ぜひ東側、お寺側の斜面の対策について、実施に向けた検討をよろしくお願いします。

再質問の二つ目なんですけど、学校再編の目標年度見直しについて変更協議を開始するという答弁がありましたが、境原小学校については再編統合の時期をいつ頃まで延長されますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

現時点では検討段階のため、いつ頃というのを今はっきりとお示しすることはできませんが、災害対策の計画化の状況や全体的な学校再編の目標年度の変更の協議の中で、見直し案を教育委員会議に諮りたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

地域からも意見がありましたが、境原小学校の児童数が増えていますので、支援の必要な子どもたちのことも含め、ゆっくり時間をかけて考えてほしいと思います。

最後の質問になりますが、紀ノ光台地区の指定校変更についても検討を進めていくとありましたが、紀ノ光台の子どもが境原小学校に通うにあたって、バス通学の補助は出せませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

バス通学への補助は、スクールバスの運行と併せて、学校再編に伴い廃校となる学校の児童の通学に係る負担を軽減するために改善を図るものとなっております。

今回、第２期の基本方針で、廃校の対象となる小学校の場合はこれまでの３キロから２キロと距離を変更しているものの、廃校の対象にならない現行の小学校の場合は国基準の４キロとなっております。そのため、現状の紀ノ光台からは境原小学校までの通学距離では距離が足らず、バス通学の補助の対象にならなく、対応はいたしかねるところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

しかしながら、教育委員会が主張する、通学距離のルールがあるということは理解できますが、私はこれには納得しておりません。

今回、境原小学校が適正規模の学校再編の対象になると公表されたことで、子どもや保護者、地元地域には大きな困惑を招くことになりました。境原小学校は地域の皆さんが大事に思い、地域全体となって子どもを育てています。地域では境原小学校がなくならないよう、学校再編に反対する署名活動も行われています。

ぜひとも地域住民の意見を酌み取っていただいて、第２期基本方針の見直しをしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君の質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時26分　休憩）

―――――――――――――――

（午前10時40分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番２、11番　岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さま、おはようございます。

新政会、岡本安弘でございます。しばしのお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

それでは､議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

高野口中学校は私が中学３年生のとき、旧高野口町の３中学校、高野口中学校、応其中学校、信太中学校を廃止し、統合中学校として開校しました。各中学校から公平となるよう、高野口町のほぼ中央、高野口地区、応其地区、信太地区の境目の山を切り開き、整備したものです。ただ、ひたすら山に向かって歩いていく通学路はあまりにも遠く、最後の上り坂は特に厳しかった記憶があります。

当時15歳だったいたいけな少年も41年の歳月が経過し、仮に今の自分が徒歩で通学することを想定したとき、決して歩いて行きたい距離ではないし､また､安全とは言えません。そもそも立地に問題があり、生徒の大半は土砂災害警戒区域の急傾斜地、土石流警戒区域を通って通学しないといけません。また、近隣の工場に出入りする、金属を積載した大型トレーラー等が度々通過します。

市の学校の在り方については、橋本市立小中学校適正規模・適正配置計画に公表されていますが、各方面から様々な意見を頂いており、結局、議論が子どもたちや保護者の声の届かない場で行われたのではないかと感じています。

高野口中学校の建屋は新耐震基準施行前の昭和56年、敷地は無理な造成工事からか地盤が下がり、以前からクラック等が発生している場所があります。教育委員会では現地への建て替えなども含め検討していくようですが、校区では有志が移転についての署名を集めていると聞いております。

そこで、お伺いいたします。

１、未来を担う子どもたちの学びやとしては砂上の楼閣ではないかと感じており、耐震診断、土壌調査が必要と考えます。また、現地に建て替えも一つの案であるのであれば、客観的な根拠を示していただきたい。

２、専門家、保護者、地域住民などを含めた高野口中学校の移転・改築の検討委員会設置などについて、新年度の予算で事業化をしていただきたい。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君の質問、高野口中学校の移転・改築に対する答弁を求めます。

教育部長。

暫時休憩いたします。

（午前10時43分　休憩）

―――――――――――――――

（午前10時45分　再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

教育部長。

〔教育部長（岡　一行君）登壇〕

○教育部長（岡　一行君）高野口中学校の移転・改築についてお答えします。

一点目の、現地での建て替えの場合の客観的な根拠についてですが、平成22年（2010年）に高野口中学校校舎は耐震補強工事を実施しており、当時の耐震診断では、建物の耐震性能を示す指標であるＩｓ値が0.7以上となっていることから、改めての耐震診断を行うことは考えていません。

また、土壌調査については、建設時の昭和55年に建設予定地５箇所で地質調査を行っており、主に砂礫層が約10メートル程度ある地盤であることから、年数は経過しているものの地層の構成は大きく変わっていないものと推定できます。よって、現在のところ、土壌や地盤に関する調査を改めて行うことは考えていません。

二点目の、専門家、保護者、地域住民を含めた高野口中学校の移転・改築の検討委員会設置及び新年度の予算での事業化についてですが、本年度実施している耐力度調査の結果を基に、高野口中学校の長寿命化改良事業や改築事業などの方針を検討します。

近日、多くの有志の方々による校舎移転を求める要望に来られることから、その要望書を受けた上で適切に判断していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君、再質問ありますか。

11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）明確なご答弁ありがとうございます。

ちょっと確認ですけども、耐震補強工事は平成22年（2010年）、約14年前に実施していると。そして、改めて耐震診断を行う考えはないと。土壌調査についても、昭和55年に建設予定地５箇所で地質調査を行っているので、そしてまた、主に砂礫層が10メートル程度ある地盤なので地層の構成は大きく変わっていないと推定できるために、土壌や地盤に関する調査についても改めて行う考えはないというようなご答弁でありました。

そんな中で、先日、開会日の９月２日の後、文教厚生建設委員会のほうで、紀見北中学校と高野口中学校の現状をちょっと見せていただいたんですけど、その中で、一点ちょっと画像のほうをお願いしたいんですけども。

これが東側のトイレのちょうど南側になるんですけど、これ見てびっくりしたのが、かなり開いている、そして下がっている。何か取りあえず鉄板当てて、これが気休め程度になるのか補強になっているのか分からないですけど、一応、仮留めじゃない本留めなのかな、一応施工はしていただいているんです。

現状こんかい下がっているという、土壌が何かしらあって下がっているということなのかなというふうに思っています。

そして、そんな中で先月、南海トラフ地震臨時情報なんかも発表されておりますし、本市においては和泉山脈に中央構造線断層帯なんかもありまして、いつ活動が起こっても不思議ではない状況であるというふうに思うんですけれども、そんな中ででも、現在の校舎で子どもたちは授業を受けております。

画像にもありましたように、段差もついて下がっているというところで、44年前の調査結果を基に大丈夫なんですというふうなご答弁なんですけど、さすがにちょっとデータ的にもかなり以前のものであるので、大丈夫であるというのはちょっと言い難いのかなというふうに思います。

現にこうやって段差がついて、開いて下がっている状態ということは、やはり土壌の中

で何かしら変化があるんじゃないかなというふうに思うんです。不同沈下と言っていいものか分からないですけど、そういうものも考えられるというふうに思います。

44年前の調査結果においては、今の親の気持ちとして、この学校に本当に通わせて大丈夫なのかなと。教育委員会として、安心してください、大丈夫ですよということを果たして言えるのかなというふうに思っているんですけど、そんな中で、やはり土壌とか地盤について再度調査をしていただきたいというふうに思うんですけれど、その点についていかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

今回、私たちは、ご質問いただいたこともありまして、このたび高野口中学校の耐力度調査を委託している専門業者に今回聞き取りを行いました。外壁部分には実際クラックは多数存在するんですけども、今回、不同沈下が要因で、クラックはなく、周囲の陥没もないことから、不同沈下とひび割れの関連性、進行のおそれの有無についての調査は不要という見解を頂きました。

これによりまして、現在のところですが、我々としましても再度の調査は考えていないところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君） 不同沈下というのは不均一に沈下することなんですけど、それとのクラックとかの関わりはないというふうな、助言というのか、その点についての調査は不要ということなんですけど、実際に、でも、校舎自体が下がって、口も開いているというのは事実でありまして、調査をした昭和55年以降、例えば阪神・淡路大震災などの震災で地盤なんかも多少やっぱり揺れたりして、変化もあるんじゃないかなと思うんです。やっぱ内部で何かしら起こっているから建物が下がっているということやと思うんです。

不同沈下でなくてでも、やっぱり44年たって。やっぱり見えにくいところです。陥没がなければオーケーかということでもないですし、やっぱり何かしらあるから下がっているというふうに思うんです。

そんな中で今、調査において、そういった助言なんかも頂いている中で、今、再度お答えを求めて、どうですかというのもなかなかお答えも難しいのかなと思うので、その辺もうちょっと調査というか聞き取りとか、いろんな様々な人にもう一度聞き取りなんかしていただいて、また、土壌とか地盤の調査について、いま一度ちょっとまた検討していただきたいと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

本市は将来保持する施設につきましては、劣化状況を把握して、対応等の優先順位を参考とする老朽調査というのをまた別に行っておるんですけども、高野口中学校もこれ令和５年度に実施しています。

この老朽調査の周期は３年ごとに実施するとなっておるんですけども、施設管理者等が必要と認めた場合はこの限りではないとなっておりますので、技術系の職員とも相談しまして、高野口中学校につきましては老朽調査を１年ごとに実施しまして、段差部分の進行がないかどうかというのを経過観察をしたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君） 経過観察をしていただけるということなんですけど、今、もし地震が来た場合、夜でなくても昼でもあるかも分

かりませんし、子どもたちが学習しているときかも分かりません。そんな中でもし地震が来たときに、今、先ほど、口が開いていて下がっていた部分というのも、もしかしたら倒れる危険性もあるかも分かりません。

老朽調査を実施して経過観察していくというのももちろん重要ではあるんですけれども、やっぱりそもそも何で下がったのかという根本的な調査というのがなければ、結局あまり意味が。意味がないということもないんですけど､若干薄れてくるのかなと思いますので、その辺もちょっと考慮していろいろご検討いただきたいと思いますので、その点は申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

次に、平成22年（2010年)、高野口中学校の校舎は耐震補強工事を実施して、当時の耐震診断では、建物の耐震性能を示す指標であるＩｓ値が0.7以上となっております。Ｉｓ値が0.6以上で大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が低い建物であるという数値であります。

このＩｓ値がもし0.6未満である場合は倒壊や崩壊の危険性がある建物となってくるわけなんですけれども、高野口中学校の校舎は耐震診断をしてから約14年が経過しています。診断したその当時、10年前の校舎は今ほど傷んでなかったんじゃないのかなというふうに考えるわけなんです。

逆に、今のように傷んでいたのであれば、それはそれでまた別の問題になるのかなと思うんですけど、約14年の間にもかなり校舎内に変化があるんじゃないかなというふうに考えます。

文部科学省の「耐力度調査改定Ｑ＆Ａ」というものの中に､「耐震診断を実施してからかなり年数がたっていますが、その結果を用いてもいいでしょうか」という問いがありまして、その答えというのが､「結構です。ただし診断時から建物の状態が変化したり、新たな欠陥が発見された場合には、改めて耐震診断を実施してください」というふうになっておるわけなんですけど、変化がなければ以前の耐震診断の結果を耐力度調査に使用してもよいということなんですけれども、ご答弁では改めて耐震診断を行う考えはないということなんですけれども、高野口中学校の校舎の現状を今見て、約14年間経過した中で、診断時から建物の状態が変化したり新たな欠陥が発見されていないという認識でよろしいですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長(岡　一行君)お答えいたします。

そのような認識で今現在おります。

文部科学省のＱ＆Ａで、10年前に旧耐震基準に基づいた耐震診断を実施し、判定委員会の判定を受けている場合、この耐震診断結果が有効なのかという問いに対して、10年前と建物の現況に技術的に大きな変化、これは耐震壁の撤去をした場合を挙げられているんですけども、これがなければ当時の耐震結果が有効ですという回答があります。

つまり、建物の状態が変化したり大きな欠陥が発見された場合とは、構造に関わる柱を抜いたりするなどの大規模な改修を実際にする際に、再度、耐震診断を実施してくださいという見解でございます。

耐震補強から約14年が経過しているんですけども、構造に関わる大規模な改修は実施していませんので、診断時から建物の状態が変化したり新たな欠陥が発見されていないという認識でおります。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君） ご答弁ありがとうございます。

文部科学省のＱ＆Ａでは、技術的に大きな変化がなければ耐震診断結果は有効というふ

うになっておるんですけど、ご答弁では、構造に関わる柱を抜いたり大規模な改修を実施していないので、再度、耐震の診断を行う必要はないというふうな認識というか見解やというふうにお答えいただいたんですけど、確かに、耐震壁とかを撤去したりとか構造に関わります柱を抜いたというふうな大規模な改修は実施していないんですけれども、耐震に関わる柱やはりとか躯体部分について、やはり約14年間の間に傷みが進んでいるのではないのかなというふうに感じておるところです。

今の高野口中学校については、通常の経年劣化をしてきた14年であればいいんですけど、かなり10年前から雨もり等もさらにひどくなってきている状態で、通常の傷みではないんじゃないのかなというふうにも感じておるところなので、やはり再度の耐震の診断というところが必要ではないのかなというふうに思っているんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） お答えいたします。

耐震診断は、新耐震基準、昭和60年施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、高野口中学校は平成22年度に耐震補強を実施しております。

一方、耐力度調査は、建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、それと立地条件による影響の三点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものであります。現在、議員おただしの建物の老朽化の調査を行っているところです。

現時点では長寿命化改良工事か改築かの方針は出ていないんですけども、これ、もしなんですけども、耐力度調査の結果で今現在の校舎を長寿命化していくという方針にもしなった場合なんですけども、その場合は外廊下を囲む形になるので、今後30年以上あの建物を使用していくということがありますので、その場合になったときは、その時点で耐震診断を実施するかというのをもう一度、技術系の職員と相談しているんですけど、その場合は再検討する可能性がございます。それを見て判断したいと考えます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 議員の質問にお答えします。

正直に言って、もう耐力度テストの結果を見て判断をしていきたいと思っています。もしも駄目であれば、改築という形で進めていきたいと思っています。17日に署名を持ってきていただけるので、皆さんの意見もお聞きした上で、判断、どういうふうにしていくかというのを考えていきます。

もし改築となった場合は、教育委員会だけに任すのではなくて、市長部局と連携してＰＴをつくって、高野口中学校、例えば改築になった場合、今の生徒数に合わせて現状どれだけの教室が要るのか、必要な特別教室はどれぐらい要るのか､生徒指導室はとかという、どれだけの大きさのものがあるのかということを、今、建設部に指示をして、そして、どれだけの面積が要るのかということを調査させようと思っております。

これに関しては財源を取りに行かなあかんので、文部科学省との交渉にも入っていきます。その中で、どこに建てるかはまた別として、そういうふうに考えていきたいと思いますし、例えば耐力度テストが通った、ただ、長寿命化するときに10億円、20億円のお金がかかるというのであれば長寿命化はしません。

果たして今の建物で、長寿命化した後40年持たさなあかんと言われたとき、私も学校を見て、無理かなというふうに思いますし、恐らく３年から５年ぐらいいろんな調査をして、

文部科学省に補助金申請して認められてようやく動き出しますので、そういうことも踏まえながら、ちょっと内部で協議をしていきたいと思います。

その間の修繕については、３年から５年ということなので、その間に必要最低限の修理はしていくという形でいきたいなというふうに思います。全てやると、耐震診断やって欠陥がいろいろ出てきたときにそれ全部直すとなると､ものすごいお金かかると思いますし、構造上あそこはやっぱり、何でこんなん建てたんやなという思いが非常に強いので、そういうことも含めて検討させていただけたらなというふうに思います。

高野口中学校については、教育委員会に任せるのではなくて、建て替え、改築という、長寿命化になるにしても､市長部局も入って、それからきちんと計画を立ててやっていくということになっていくと思います。

また、３年、５年を経過して建て替えるとなった場合には、もう在校生がほぼいないと思うので、例えばこれから、応其小学校であるとか高野口小学校の保護者の皆さんにも意見を聞かなあかんなというふうにも思っています。

予算つけろという話でしたけど、そこのやっぱり整理をして、計画的に進めていくという事業にしたいと思っておりますので、10月ぐらいに結果が出ます。そうなればすぐに行動に移しながら、また、文部科学省や国会議員の力を借りて予算の確保をしていきたいと思います。

そして、一つ気になっているのが、本当に応其中学校の後に建てることについて、近隣の人たちが本当にオーケー出してくれるのか。3,000平方メートル以上になると開発許可が要るので、例えば道を今の1.5倍にせいとか、いろんな問題が出てくるので、その辺も整理した上でまた検討委員会、いっぺん保護者の皆さん、関係者と協議をしていただく。

運動場が造れないとなったときにどこに運動場を、隅田中学校のテニスコートを学校の外に造ってやるのと一緒で、その場所をどこにするのか。恐らく校舎建てて体育館、もうプールはレインボーを使うてもらうしかないかなというふうにも思いますけど、そういうふうないろんな様々な協議をした上で、また正式にこういう形になりますとなったときに検討委員会をつくって、また皆さんの意見も聞いた上でやっていけたらなというふうには思っています。

ちょっと陳情より先に言ってしまったので、よかったんかなとは思いますけど､とにかく、結構大変な事業が多いので、そこを地元の同意も取ったり、いろいろしていくというプロセスも踏んでいかなあきませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）市長、ご答弁ありがとうございます。何点かまた再質問を考えとったんですけど、いろいろ考えていただいておりますので、今日はこの辺で終わっておきたいと思います。

保護者の方とかはもう、応其小学校とか中学校の父兄の方にもお話も聞いていただいてとか、検討委員会とかそんなお話も頂いたので、もちろん耐力度調査が終わってからになると思うんですけど、その辺またいろいろ地域の方ともご協議しながら、また市長部局でもご協議しながら、いいほうに進んでいっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

私の質問は終わります。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君の一般質問は終わりました。

順番３、12番　小林君。

〔12番（小林　弘君）登壇〕

○12番（小林　弘君）皆さま、改めまして、こんにちは。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、市長はじめ市の職員、本当にせんだってのサマーボール、現場から見せていただきまして、皆さん来場者に対して笑顔で対応されたり、一生懸命やっておられましたことに対し、本当に心から御礼を申し上げたい。大変いいお祭りであったと私は思いました。ありがとうございます。

それと、せんだってから台風10号が橋本市のほうへ来るぞということで、何かもううわさではもう室戸台風並みの被害が出るんじゃないかということで、私、月曜、火曜、水曜という段階で大腸検査する予定をしていたんですけども、これもいつ台風来てもおかしないなということでキャンセルさせていただきまして、結局１週間、台風が来るんじゃないかということで、橋本市もいろいろな対応で大変だったと思います。

これに対しましても、早い段階の避難所開設なんかもしていただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいと、そのように思っております。ありがとうございました。

本題に入らせていただきます。私の質問は一つでございまして、一つは、南海トラフ地震の対策状況はということでございます。

８月８日16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、気象庁から同日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

その発表に伴い、市の危機管理室では情報収集体制を取られたとお聞きしています。また、市民が地震への備えに飲料水などを求め、市内の一部のスーパーからは飲料水が全くなくなってしまう状況であったというところを見させていただきました。

そこで、質問をさせていただきます。

今後30年以内に発生する確率が70％から80％と言われる南海トラフ地震への対策状況について伺います。

１、南海トラフ地震に対する市の備蓄状況は。

２、市民が備える食糧等はどの程度必要か。

３、備蓄品と市の今後の備えの考えは。

よろしくお願いいたします。壇上はこれで失礼いたします。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君の質問、南海トラフ地震の対策状況に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）南海トラフ地震の対策状況はについてお答えします。

まず、一点目の、南海トラフ地震に対する市の備蓄状況ですが、本市では、南海トラフ地震よりも被害想定がより大きな中央構造線断層帯を起源とする地震が発生した場合の被害を想定し、南海トラフ地震における避難者数3,500人の想定に対し、中央構造線断層帯の避難者数を最大２万2,211人と想定し、橋本市災害備蓄計画を策定しています。

この計画における主な備蓄品の目標数量は、飲料水が500ミリリットル換算で９万3,310本、食糧が４万6,643食、仮設トイレ1,150台、トイレ処理セット23万3,800回分としており、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄、調達に努めています。

次に、二点目の、市民が備える食糧等はどの程度必要かについてですが、市では、食糧や飲み水等の家庭備蓄及び非常持ち出し品の

準備を最低３日分、できれば７日分、要配慮者なら２週間分の備蓄を勧めており、市民の皆さんに講話等を通じ、日頃の備えを啓発しています。

具体的には、飲み水については一人当たり１日３リットル必要とし、また、食糧の家庭備蓄については、ふだんの食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つためのローリングストックという方法を備えとして啓発をしています。

最後に、三点目の、備蓄等、市の今後の備えの考えはについてですが、令和６年度から７年度にかけて平成28年度版地域防災計画の改訂をすることから、橋本市災害備蓄計画の見直しも併せて行い、新たな備蓄計画に沿った被災者の避難生活に必要な物資の備蓄、調達に努める考えですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） 12番　小林君、再質問ありますか。

12番　小林君。

○12番（小林　弘君） どうもありがとうございます。

本当に、いよいよと、ああいう地震が起こると、備えていかなあかんなというのが自分自身もひしひしと思っております。

先般から防災士の会なんかも入れていただきまして、先般、かつらぎ町の祭りですか、ＪＡまつりに行かせていただいたときに、自衛隊のいろいろ訓練、三つぐらいありましたけども、ロープワークとか止血、また、簡易担架の作り方なんか習いまして、すごい勉強になったなと思っております。

再質問させていただきます。

初の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴い、本市としてどのような体制を取ったのか、お聞かせください。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君） お答えいたします。

８月８日の地震発生から、８月15日17時の政府としての特別な注意の呼びかけ終了を受け和歌山県の24時間警戒体制が終了されるまでの間、危機管理室による24時間の情報収集体制を取りました。

○議長（森下伸吾君） 12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

続きまして、当市は沿岸部から離れているが、南海トラフ地震の関係自治体に属するのか、お聞かせください。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君） お答えいたします。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法におきまして、内閣総理大臣より南海トラフ地震防災対策推進地域として､国内では707の市町村が指定をされています。和歌山県は県下全域が指定されているため、本市も含まれます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

市民が備える食糧等についてお答えいただきましたが、要配慮者は２週間分など、その人に応じた準備が必要だと思います。食糧はもとより、災害から生命を守るためには、全ての年代や状況に応じた防災学習の機会が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、災害からご自分の身を守っていただくための準備として、全ての世代や、その方の状況や環境に応じた防災

学習の機会が必要だと考えます。

そのため、職員につきましては平常業務の中でも防災を意識すること、また、啓発などの機会、例えば乳幼児健診時に避難に必要な備蓄を紹介するなど、６月議会のほうでもご紹介させていただいたと思うんですが、市民が参画する全ての機会におきまして防災学習の機会を提供できればというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

続きまして、世代に応じた防災学習の機会でいうと、これからの橋本市を担う小学生、中学生に対する防災教育は必須だと感じますが、教育委員会のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）ただ今のご質問にお答えします。

各学校においては教育計画の中で防災教育、安全教育ですね、そういう項目を立てて、各学校において学年に応じた取組みを全ての学校で行っておるところです。

特に、今、テーマにしていただいている内容については、十数年前から地域と共に防災キャンプを行ったりすることで、学校だけでなく地域の方と共に啓発を進めていこうと、そんな取組みも行っております。

また、地域の防災マップ作りを行ったり、防災関連ゲームのことを授業の中で取り入れたり、そしてまた、引渡し訓練を行ったりと、それぞれの、学校ごとによって取り組み方は違うんですけれども、しっかりと年齢に合わせた取組みを行っています。

私としては、これから、いつ何どき起こるか分からないということも考え、やっぱり自分の身を守るというのが第一なんですけれども、周りの人たちと共に一緒に命を守る行動ができる、そんな子どもを育成していくことが大切だと、そんなふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）教育長、ありがとうございます。本当に、橋本市を担っていく子どもたちの安全をしっかりと守れるように、いろいろ防災教育をしていってあげてほしいと思います。

南海トラフ地震も含め、今後の災害対応として注意すべきことはたくさんあると思いますが、その中でも個人個人が災害情報を収集する上で注意すべきことはということでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

災害時には多くの人が不安になりまして、根拠のないうわさや偽情報、誤情報がＳＮＳなどを通じ広がりやすくなるというふうに言われています。災害情報を収集していただく場合には様々なツールやメディアを利用されることと思いますが、インターネット上にあふれる情報の中には不確実な情報が多く存在しているということをご認識いただきまして、災害に乗じた、いわゆるデマ情報に惑わされることなく、冷静にご判断をいただきたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

本当に、これ南海トラフ地震って、これから確実に起こってくるんだろうと思います。これが起こったときの状況というのは本当に怖くて、せんだってから能登の地震というのがありまして、そこへ駆けつけた和歌山県の日赤の先生が、もう避難所に関してはひどい状況だったということです。備えておってもそんな状況に陥ってしまう可能性があるので、本当にいろんな面で頑張って備えていただきたいなと、お願いします。

私の質問も短いものでございますけども、最後の締めのメッセージとして、今後起こり得る南海トラフ地震等の災害から市民自身が身を守るためには、あらゆる行政分野において防災への意識づけのエッセンスや視点を盛り込んだ事業実施が必要だと考えております。

例えば、学校教育においては毎年必ず全学年で防災学習に取り組むこと、全ての世代に対しては避難行動を取るための体力づくりの機会を創出すること、防災情報の入手には災害に乗じたデマ情報に惑わされないように注意喚起を行うことなど、様々な機会を捉えて市民への防災知識、対応力の取組みが必要であると考えます。

あらゆる行政分野が啓発強化の連携を行い、みんなが災害を乗り越えられる、そのような環境づくりをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君） 12番　小林君の一般質問は終わりました。

この際、午後１時まで休憩いたします。

（午前11時27分　休憩）

―――――――――――――

（午後１時00分　再開）

○議長（森下伸吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番４、16番　土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君） それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は１項目でございます。橋本市民病院の経営状況と対応策についてです。

橋本市民病院は、平成16年に小峰台に新築移転後、地域に密着した病院として地域医療を支え、また、令和元年からの新型コロナウイルス感染症の対応についても、しっかりと公立病院としての役割を果たしてまいりました。

しかしながら、コロナ禍以来、その影響もありまして、入院、外来ともに大幅な患者減少に陥っているという報告がありまして、大変憂慮しているところでございます。

平成19年、総務省は全国全ての公立病院に公立病院改革プランの策定を義務づけました。また、令和４年３月に公表した公立病院経営強化ガイドラインにおいては、持続可能な地域医療提供体制を確保するため公立病院の経営強化が重要であるとして、全国の自治体に対し、公立病院経営強化プランの策定を求めております。

そこで、本市におきましても、令和５年度から令和９年度の５か年の経営強化プランを策定し、また、そのプランの見直しは診療改定を基準に２年ごとに実施するとして、今年度にその見直しが行われるとお聞きしております。

公立病院の果たす役割は、採算性や特殊性の面からも、民間医療機関では対応困難な医療の提供や今後も起こり得るであろう新興感染症への積極的な対応など、地域医療において持続可能な医療体制を確保するという観点から、公立病院は必要不可欠であります。

そこで、現在の橋本市民病院の経営状況、そして、今後の対応策について具体的にお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 16番　土井君の質問、橋本市民病院の経営状況と対策に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君） 橋本市民病院の経営状況と対策についてお答えいたしま

す。

はじめに、経営状況についてですが、令和５年度は新型コロナウイルス感染症の５類引下げ後初めての決算となり、約９億円の赤字となりました。この主な要因は、入院収益において、１日平均入院患者数が205.9人、前年度比14.6人減、入院診療単価が５万6,048円、前年度比1,995円減、外来収益では１日平均外来患者数が532.7人、前年度比24.2人増、外来診療単価が１万2,784円、前年度比708円減となり、診療収益全体で前年度比約４億4,800万円の減収となったことが挙げられます。

医業外収益においても、新型コロナウイルス関係補助金等が約８億700万円の減収となり、訪問看護も含めた病院事業収益全体で前年度比約13億1,500万円の減収となりました。

費用においては、前年度比で人件費が約4,100万円増、修繕費、委託料、消耗品費等経費が約7,300万円増、減価償却費が約5,000万円増えたことが主な要因となります。

令和６年度においても、特に医業費用については、令和５年度以上の人件費の上昇、物価高騰による影響が見込まれることから、早急に対策を行う必要があります。

具体的な対策として、まず、集患対策では、地域医療連携の強化を図ります。診療所等への積極的訪問、診療科単位での開業医との勉強会の再開等、そして、これらを確実に実行するための体制の強化を10月に実施する予定です。

また、地区公民館と連携を図り、医療、健康をテーマに市民公開講座等を橋本市内で開催するほか、かつらぎ町、九度山町、高野町、五條市でも積極的に開催していきたいと考えています。本年４月からはＦＭはしもとにおいて毎週金曜日８時45分から、様々なテーマで医師、看護師等が病院の紹介並びに医療、健康等に関する情報発信を行っています。聞き逃した方々のために、市民病院ホームページで過去の放送を聞いていただけるようにもなっています。

また、地域の中核病院として高度専門的医療を提供するために、今年度より手術支援ロボット（ダヴィンチ）による手術をスタートさせ、精密な動きと高い安定性により、患者さんにとってより負担の少ない低侵襲な手術が行えるようになりました。泌尿器科領域の前立腺がん手術、外科領域の結腸がん手術、婦人科領域の子宮摘出手術等がその対象となっています。

そのほかにＡＩ技術も導入し、より一層の医療の質の向上が図れるよう、様々な取組みを行っています。

費用面では、増加する人件費に対して、費用対効果に鑑み、業務量に対する人員の適正化を図るよう人員配置を見直し、薬剤を含む材料費についても、物価高騰による値上げ対策として、同種同効品への切替えをこれまで以上に積極に行うなど、様々な取組みを行っていきます。

最後となりますが、これら取組みも含め、令和７年度以降の経営方針の見直しも含め、今年度中に橋本市民病院経営強化プランの見直しを行い、実効性を持たせ、経営再建に努めたいと考えています。

今後も市民の皆さまにとって、いつでも安心・安全な医療を提供できるよう努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君、再質問ありますか。

16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）それでは、再質問をさせていただきます。

大変な状況でございます。令和５年度の新

型コロナウイルス感染症の５類引下げ以降初めての決算でございましたが、約９億円の赤字ということでございます。

入院患者数の減少によりまして医業収益が約４億4,800万円の減収、医業外収益でもコロナ関係の関係補助金が約８億700万円ございましたが、それもなくなるということで、病院の事業収益全体で前年比約13億1,500万円減ということで、本当に今何か手を打たないと大変なことになるなという感じでございます。

令和６年度においても人件費は上昇しますし、それから物価の高騰もございますので、まだまだ令和６年度においても、このままでいきますと、これ以上の赤字が出るというのが見込まれますので、本当に一刻も早く早急な対策を打たねばならないというふうに考えてございます。

今回の一般質問の中でも同僚議員がこの市民病院関係の質問をされるということでございますし、また、数字的なことに関しましては決算委員会もございます。その中で各議員から様々な数字関係の質疑があると思いますので、今回はあまり数字的なことには触れないで、実は全員協議会で、令和５年11月、令和６年２月、令和６年６月と３回、病院の収支及び経営状況についての報告が全員協議会でありました。

令和６年６月の報告がありましてから、同僚議員とこの７月に政務活動費を使わせていただきまして、自治体病院の基礎と課題というような研修を受けさせていただきました。とても充実した研修でございまして、目からうろこと申しますか、画一的な理論だけではなくて、その病院病院、各自治体の病院病院の資料提供もいただいて、講師の先生から様々なレクチャーを受けさせていただきました。

そこで具体的な収支改善の提案などを勉強させていただきましたので、今回はその先生の勉強会に参加した成果を生かして、同僚議員たくさん一緒に行ったんですが、勉強会に行った議員を代表して、ちょっと私のほうが質問させていただこうかなと思っております。

それでは、再質問の１番目でございます。

外来患者は少し増えているようでございますが、入院の患者さんが大変減っていると。入院・外来患者の増加策といたしまして、医療・介護施設へのアプローチ。施設訪問ですね。それと、それから２番目には、消防本部の救急隊へのアプローチ。消防との意見交換、ワークステーションを置くなどのことが大切であると勉強させていただきました。

三つ目には、地域住民や患者へのアプローチ。住民座談会や市民講座ですね。答弁では市民講座のことも触れていらっしゃいますので、やっていただけるんだなということでございますが、まず、医療・介護施設へのアプローチ、これは地域医療連携室が担っていると思うんですけれども、そちらのほうの強化も10月から体制の強化をするということでございますが、まずやっぱり営業をかけていかないといけないということを学びました。

個人病院であるとか、それから介護施設へもしっかりと営業をかけて、それからまた、県内だけでなく近隣市町村。うちは近隣というか、五條市が隣にありますので、五條市の医療関係、医療・介護施設へも、当然のことながらしっかりと営業をかけていっていただく必要性があると思いますが、その辺のところ、ちょっと調べてみますと、令和４年度の厚生労働省の資料では、橋本市民病院の介護施設からの入院率が5.9％であったということが厚生労働省の資料で載っておりましたので、ここをしっかりと上げていく必要があるのではないかと感じておりますが、その辺の

ところについてはどのようにお考えでしょうか。具体的にあれば、お教えください。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域医療連携室の強化につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、10月から体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

五條市への営業につきましても、今現在なかなか行けていない部分もございます。ちょっと安定的な職員雇用、なかなか、退職等もございまして、そういったところで今現在、十分に行けているというふうには認識のほうはさせていただいておりませんので、そういったところで体制を強化した中で、しっかりと営業活動のほうに努めていきたいというふうに考えております。

その次に、介護施設等との連携の部分でございますが、介護施設との連携についてはこれまでも連携を行ってきたところです。ただ、今、16番議員のほうからご指摘のありましたように、数字のほうがまだ低いというふうな状況もございます。

2024年の診療報酬改定において、医療機関と介護保険施設との連携の推進について見直しが行われております。介護保険施設等の入所者の病状の急変時に適切な入院受入れの推進と適切な往診の推進に対しまして、新たな評価のほうも加わりまして、市民病院といたしましても、現在、総合内科において体制を整えて、連携強化を図れるように準備を進めているところでございます。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）もうここが要やというふうに先生はおっしゃっていました。しっかり営業をかけないと、競争が激しくなってくるので、営業をかけていただきたい。現在の地域医療連携室の人数とか、それから、こういうところが問題があるんですというようなことがあれば、少し教えていただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）現在の地域医療連携室、いわゆる前方連携という部門になってくるわけなんですけども、ここに関しましては、今、正職員については４名で対応しておるところです。あとは会計年度任用職員になってきます。ただ、１名が現在、育児休暇に入っておりますので、そういったところで今回、体制の強化を見直していくというふうな形で考えさせていただいております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）十分その必要性、重要性というのは病院側としてもご理解いただいていると思いますので、ここのところの強化をしっかりとして、しっかり営業活動していただきたいというのと、それと入退院支援加算とかというのがございますね。

だから、入院の前から退院に備えて準備を行うことで加算を取得できるというようなことも聞いておりますので、その辺のところもしっかりとケアできるように、診療報酬の加算ができるように人員の確保をしっかりした上で、職員もこれから育成していただかないといけないと思いますので、力を入れていっていただきたいということでお願いしたいと思います。

次に、消防本部、救急隊との連携について、ワークステーションが病院の中に必要ですよというふうに先生おっしゃっていましたけれども、その辺のところについてはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ワークステーションに対するおただしということで、救

急のワークステーションにつきましては、既に令和元年７月１日に消防と覚書を締結させていただきまして、具体的には毎週水曜日９時から夕方17時まで救急隊のほうが市民病院に待機していただいております。救急事案が発生した場合、即座に対応していただけるよう、消防と連携を図っております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）もう既にワークステーションはつくっているということで、すばらしいですね。ただ、置いているだけではなくて、隊員が気づかれたことであるとかそういうことを、置いているから連携できているというんじゃなくて、生の声を、現場からの生の声をしっかりと吸い上げて、病院側がそれに対処するということが大事ですので、その辺のところ、消防長、できていると思いますが、また強化をしていただけたらと思いますので、何か答弁ございましたら。

○議長（森下伸吾君）消防長。

○消防長（永井智之君）お答えいたします。

先ほど病院事務局長から答弁あったように、平成29年から派遣型ということで救急車を橋本市民病院に置かせていただいて､その中で、収容された患者さんであったりとか救急患者さんの対応を医師から学ぶ、また、看護師から介護のテクニックを学ぶ、そういうふうなところから救急隊の教育という意味合いでやらせていただいているところと、また、救急隊の活動も理解していただくという、そういう意味合いで救急のワークステーションをやらせていただいておりますので、こういうふうな教育の方法につきましては長く続けていきたいなと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。もう既にやっていただいているということで、これからも強化してやっていただきたいと思います。

次に、地域住民や患者へのアプローチについては、もうＦＭはしもとの件ですとか、答弁でいただきましたけれども、これから公民館での市民公開講座などを積極的に行うということでございましたが、これはやっぱり医師が、コロナ前もずっとやっていただいてたので、途切れていましたので、大変やっぱり市民の皆さまにとっては市民病院の医師がとても身近な存在に感じられて、あの先生のお話聞いてたらよかったよという感じで、あの先生にぜひ見ていただきたいわというような意識がやっぱり高まってまいりますので、しっかりとこれから公民館とかいろんな部分で、もっと市民病院のアピールをしていただけるような形でお願いをしたいと思います。

それから、次に、まだいっぱいあるので、ちょっと慌てていきます。病院の収益改善で最も重要と言われるのが診療報酬の加算の取得であるというふうにお聞きいたしました。これは医療提供の質の向上につながり、病院間の競争に勝ち抜くことになる。診療報酬加算を丁寧に取得することで、一つ一つの点数は低いけれども、数多く取得することで一日当たりの入院単価は上がり、また、医療提供の水準も向上するということでございます。

橋本市民病院は認知症ケア加算についての施設基準については、今どのようになってございますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）すみません、先ほどの地域医療連携室の人数について、訂正のほうをさせていただきます。先ほど４名というふうにお答えさせていただきましたが、３名の誤りでございましたので、訂正のほうをさせていただきます。

それでは、認知症ケア加算についてのご質

問についてお答えさせていただきます。

認知症ケア加算につきましては、継続的に要件を満たす必要がございます。異動等も含めた最低限の人数を確保することに加えまして、多数の研修修了者が必要となってきます。

研修修了者の確保も含め調整してきた結果、各病棟での研修修了者の配置要件が整いましたので、今月中に届出を行い、10月より認知症ケア加算３を取得していく予定です。認知症ケア加算１、２についても引き続き要件取得に努めまして、収益確保に努めていきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）しっかりと研修した看護師を増やして、少しでも診療報酬加算があるように頑張っていただきたいと思いますが、今、いわゆるコロナなどの新興感染症がまたいつ来るやもしれません。やはり日頃の取組みも自治体病院としては大切でございます。令和４年の診療報酬改定の見直しによりまして、大分この感染防止、今現在は感染防止対策加算１というのを市民病院としては届けていらっしゃるんですが、新しく感染対策向上加算１というのになります。

２名の感染管理者の認定看護師が在籍しているというふうにお聞きしているんですが、これは新しく感染対策向上加算１も取れるような取組みをなされていくのでしょうか。390点が710点になるということで、大分これポイントが高いので、その辺のところをお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、感染対策向上加算１につきまして、今おただしのありましたように、感染の認定看護師のほうが２名おります。現在の看護部長も感染の認定看護師でございます。それと３人目なんですけども、昨年来、学校のほうを無事卒業いたしまして、今年度、順調にいけば試験のほうを受験していただきまして、３人目の感染の認定看護師となる予定でございます。

かつ、それと、このうちの１名、今、大学院修士課程のほうで感染の専門の認定看護師のほうを取得に向けて頑張っていただいております。これを取っていただきますと和歌山県で初めてということになりますので、しっかりとそういったところで地域の医療機関と連携を図っていきたいというふうに考えております。

そういった中で、感染対策向上加算１に関しましては地域の医療機関と連携を図っていくということになっておりますので、そういったことで相互ラウンド等も含めまして、引き続き連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。何か和歌山県初になるということで、そういうなんを一生懸命アピールして。安心感を与えられるような病院になっていただきたいんです。市民の信頼を得られるような病院になっていただきたいです。

橋本市民病院の場合は、医師の確保については昔から大リーガー育成プロジェクトであるとか臨床研究支援プログラムであるとか、医師に関しての研修プログラムは充実してまいっておりまして、おかげさまで医師の数がぼちぼち増えてきている状況というのをお聞きしております。

医師だけでなく看護師、薬剤師など医療スタッフの研修体制も非常に重要でございますので、認定看護師を増やすであるとか、それから、いろんな資格の取得研修についてこれからも力を入れていただきたいのですが、その辺のところ、費用の面とかそういうのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、今おただしのありましたように、医師に関しましては大リーガー等、そういったところで手厚い支援のほうをさせていただいているというふうに考えております。

看護師につきましても一定の研修費のほうを設けさせていただいておるんですが、それ以外に、例えば認定看護師につきましては半年間、学校に行く必要がございます。その費用については病院のほうで負担させていただいて、キャリア支援ということで取組みをさせていただいているところでございます。

それ以外のコメディカルのスタッフにつきましても、同じような形で一定の研修費を確保させていただいた中で、必要な研修等を自己研さん等も含めた中で、院外でのそういった学習活動のほうに努めていただいておるところです。

今後やはり優秀な人材を確保していく、離職につながらないように、当院でしっかりと将来を見据えた中で職員を育成していくということが大事になってきますので、今後はそういったところでキャリア支援ということで内容を充実させて、やはり職員の市民病院での働きがいというものを見いだしていきたいというふうにも考えておりますので、そういったところについて今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）しっかりと頑張っていただきたいと思います。

次に、診療報酬加算を取得するためには、診療報酬制度にやはり熟知している職員が必要であるというふうに研修でもお聞きしました。医事業務の中ではやっぱり丸投げというか委託じゃなくて、プロパー職員がきっちりと仕事をすべきだというふうに先生はおっしゃっていたんですけれども、本院についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきたいと思います。

まず、橋本市民病院では現在、医事課のほうでそういった診療報酬上の、管理料、指導料、加算等についてのチェックをしていただき、２年に１回の診療報酬改定の対応をしていただいております。

かつ、現在、診療情報課というところで診療情報係があるんですけども、そこでも医療情報の管理をしていただきまして、コーディング等についてチェックを行うなど、これを今後、10月から機構改革も含めた中で、より連携を取れるような体制を取りまして、しっかりと収益確保のほうにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）その辺のところをしっかりと、少しずつ、少ないけれどもそれが積み重なると収益が上がるというふうにお聞きしておりますので、その辺しっかりとやっていただきたいと思います。

それから、地方公共団体の経営、それから財務マネジメントを強化するために、総務省のほうで経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー派遣事業というのがあるそうでございます。これは９月30日の締切りでもうあと少しなんですが、自治体の費用負担は全くなしで、総務省と地方公共団体金融機構の負担で５回、アドバイザーの先生を送っていただけるということで、いろんな講師の先生の名前が列挙されておりました。私たちが受けた講師の先生もその中のお一人でございます。名前が載っておりました、調べましたら。

ぜひともこれ、無料でこういう経営・財務

マネジメント強化の先生を送っていただけるので、ぜひこのアドバイザー事業を導入していただきたいんですけど、それはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしですが、現在アドバイザーの先生と調整のほうを進めておりまして、先週もちょうどそのお話をアドバイザーの先生と調整させていただいたところなんですけども、５回まで来ていただけるんですけれども、何分お忙しいということの中で、今年度につきましては４回ということで、日にちのほうを調整させていただいております。申請につきましては９月末までとなっておりますので、しっかり期日を守って申請のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）さすが、やることが早いですね。ちゃんと、きっちりと、せっかく無料でアドバイザーが、講師が来ていただけますので、その知見を利用して少しでも収益改善につなげていただきたいと思います。

次に、やはり一番大切なのは看護師の確保でございます。これはもう本当に以前からの課題でございます。医師の数は増えつつありますが、看護師は依然としてやはり辞めていく方も多くて、病室を増やしたいけれども、看護師の不足により閉めている病棟もあるというふうにお聞きしております。

しかしながら、どこもやっぱり18歳以下の人口の減少がございまして、もう一刻も早くやらなくてはいけないんですが、ますます深刻化しております。看護師の雇用をいかに図るというのが喫緊の課題なんですけれども、病院によりましたら初任給調整手当というのを創設して看護師の確保に努めているというような情報がございました。

医師以外の医療職員に対してもこの初任給調整手当というのを創設し、人材の早急な確保に成功している病院もございますので、本市でも導入を進めてはどうかというふうには考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）初任給調整手当についてのおただしですけども、まず、県下の公立病院での初任給比較をした場合に、看護師等におきまして、基本給で平均を上回っているような状況でございます。

また、地域手当の支給に関しましても、和歌山県で現在、和歌山市と橋本市のみというふうな形になっております。さらに、昨年度診療報酬改定におきまして、看護師処遇改善評価料の算定に伴いまして手当の支給も行っております。

そういったことで、初任給調整手当を導入する予定は今のところございません。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）ほかの病院では緊急措置として、補充ができない場合において初任給調整手当を導入して、必要な人員を確保できたという病院もございましたので、今のところはないということですが、今後はこういうこともしないといけないことが起こるやもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、新人看護師の確保についてなんですけれども、チューター制度、それからプリセプター制度というのがございます。

チューター制度というのは、新人看護師ができるだけ早く職場の雰囲気になじめるように、昨年同じ道を選んだ１歳上、いわゆる２年目の看護師が精神的支援をするということで、先輩にちょっと言いにくいことでも１年先輩やったら言いやすいわという感じで、先輩に言いにくいことも相談できるといういい

制度らしいです。

それから、プリセプター制度の導入なんですが、これは本院でも、市民病院でも導入していただいているようですが、新人１人に対して３から４年目の決められた看護師がマン・ツー・マンで技術指導や業務・精神的支援を担当する制度で、三、四年目の看護師も自分自身も成長できるんだというような感想がいろいろ書かれておりました。

それから、多分これはもう導入していただいていると思うんですが、ポートフォリオといって、振り返りノート、最初、看護師になったときにバインダーみたいなノートが渡されて、それに自分たちがいろんな記事を書いて、資格証明書を張ったりですとか、いろんな活用をして、それが成果につながっているということもございますので、そういうことをやっていただきたいんですけれども、このチューター制度、プリセプター制度、ポートフォリオの導入については、どのようになっているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、チューター制度のほうですが、医師の場合でございましたら、初期研修医において２年目の初期研修医が２年目を支援していくと、そういった体制は取っておるんですけども、看護師に関しましては、そこのチューター制度というのは当院では導入させていただいていないんですが、ただ、プリセプター制度によりまして､先ほどご質問にもございましたように、３年目から４年目の看護師が技術的な指導であったりとか、精神的なそういったフォローも含めてバックアップ体制を取っているというふうなところでございます。

また、主任看護師におけるフォロー体制も取っておりまして、そういった不安を抱えた新人の看護師の支援をしっかりと行って、離職につながる前の予防措置ということで、しっかりと新人の看護師の方々の声を吸い上げて、対策を取っていきたいというふうに考えております。

それと、ポートフォリオに関しましては、全看護師のほうに導入を行っております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）プリセプター制度は導入されているんですが、なかなかチューター制度は導入されていないということなんですが、プリセプター制度で自分についてくれた三、四年目の看護師にはなかなか言いにくいことでも、１年先輩やったら言いやすいんですというような、そういうことを書いていらっしゃる看護師も、いろいろネットで調べたりしたら出てきたので、またチューター制度と併用して、チューター制度とプリセプター制度の併用したのを導入していただくというのもまたちょっと考えておいてください。

ポートフォリオに関しましては、ノートを渡して終わりではなくて、それを渡して、そのノートをどのように使いこなせているかということが重要やと思いますので、そのような研修をされている病院もございます。これはやっぱり看護師に対する研修の一つにぜひとも取り入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

教育制度で、教育委員もいらっしゃるということですので､女性が働きたいような職場、声が通りやすい､悩みを相談しやすい職場に、１人の看護師をみんなで育てていくんだという、病院全体で、そういう意識を持っていただきたいと思います。

それから、次に、職場環境をよくしていく取組みについてでございます。

女性はきれいなところで働きたいんです。いくらしんどいことがあっても、ちょっとほっとする場所があったりとか、きれいなとこ

ろに行きたいなというのが女性の心理でございますので、福利厚生の面からも女性目線で職場環境を充実させていただきたい。

アメニティーを充実させていただきたいんです。アメニティーというのは、英語でよく出てくるから何のこっちゃというかもしれませんけども、快適な環境や設備を意味する、間取りや構造や設備などの快適さや便利さのことであります。

やっぱりきれいなところで働きたいですし、女性の休憩室であるとか、職務のときの、それからパウダールーム。パウダールームというのは洗面所とかトイレとかと別に、ちょっとお化粧直しをするところであるとか、ちょっと座ってほっとするような、鏡が置いてあって、そこで何かお化粧直ししたりいろんなことをしたりするという、そういうパウダールームというのを整えている病院もたくさんあります。

脱衣所もしかりですし、そういうアメニティーの充実の環境整備というところをしっかりと取り組んで、看護師の確保につながったという病院があるんです。

今、橋本市民病院も建て替えの予定とかは、まだ新しいからないんですけれども、古い病院から新しい新設の病院にされるときには、やはり女性目線で、そういうところの充実をすることによって女性職員が集まっているということをよくお聞きしておりますので、その辺のところについてのご意見はいかがでしょうか。きれいにしてあげてほしいんですが。

○議長（森下伸吾君） 病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君） 貴重なご提案、どうもありがとうございます。病院は女性が大多数を占める職場でございます。ご提案のあった取組みについては非常に有効であると考えます。早急に取り組んでまいりたいと思います。

費用をあまりかけずして効果の出せる取組みだと思いますので、しっかりと、そこに関しましては、看護師等の意見も聞いた上で実施していきたいというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君） 16番　土井君。

○16番（土井裕美子君） 男性目線ではなく、現場の女性の声をしっかりとお聞きいただきまして、そのように早急に進めていってあげてください。

次に、そういうふうに、いろんな看護師の研修体制が充実しております。設備も充実しました、福利厚生もきっちりとできていますということを、ユーチューブ等を使って、ホームページのほうに張りつけて、やっぱり情報発信をしていただきたい。

今、早速もうＦＭはしもとのところを張りつけていただいて、聞けるようになっておりましたけれども、どんどんユーチューブ、今、発達しておりまして、小学生もユーチューブ見ますので、全国発信をして橋本市民病院に看護師を呼び込めるような取組みをしていただきたいので、それをお願いしたいと思います。もうそれは要望にしておきます。

それから、今度、もう一点、あまり時間がないんですが、病室の個室化についてでございます。

病院の建て替えに伴って全ての病室を個室化して、なおかつ個室料金を取らずに収益を上げている病院が最近増えているとお聞きしました。個室化のメリットは、感染防止に有効であるということ、それから院内感染の防止にも有効である、それから患者の急変時の対応がしやすい。男子部屋、女子部屋となっていますと、ベッドが空いていてもそこに患者が入れられないので、個室であると、別に男性、女性、どの入院患者が来てもすぐに対応できるということもあります。

医療介護の処置が行いやすい。認知症的な

患者さんもいらっしゃる場合がございますので、そのときには排せつとか医療行為が行いやすくなる。患者、家族の精神的安心感があるということで、無料で個室化をする病院が増えておりまして、そういうことも今後考えていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）病室の個室化についてのおただしかと思われます。

本院の病室に関しましては、現在300床のうち個室が82床となっております。最近では、確かに今おただしのところでもお話がありましたように、全室個室という病院も出てきておるようでございますが、公立病院につきましては、保険医療機関及び保険医療養担当規則等におきまして、特別療養環境の提供に関する基準というものがございます。地方公共団体が開設する病院に関しましては、病床の３割以下とするように規定されております。

以上のことから、病室の個室化については、仮に個室化できたとしても、そこの部分で差額ベッド代、選定療養費になるんですけども、それを徴収することができない。

今お話にありました、確かに無償にするというところのお考えもあろうかと思います。病院経営上、そういった形で無償で療養環境をお使いいただけるような環境を整えていくということも一つの方策かというふうに思われますが、現時点では、そこの部分に関してはちょっと困難であるというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）すぐには無理であったとしても、これから人口も減少してまいりますし、同じ地域で患者さんの奪い合いというか、そういうのはもう起こり得る可能性がございますし、看護師が増えないと、なかなか開けようにも病室は開けないということで、一応提案ということなので、これは先々どのようになるか分かりませんけれども、一応提案をさせていただきたいと思います。

それともう一点、その勉強会の中で、先生がしきりに200床と199床との違いというのを力説されていたんです。200床と199床の１床違うだけで診療報酬で大きな違いがあるんだと。報酬は199床以下の中小病院に現在の報酬は有利なものとなっているので、診療報酬増を考えれば、地域医療支援病院を返上して199床の中小病院となることも検討する価値はあるよというふうに、先生が勉強会の中でしきりにおっしゃっていたんですけれども、この辺については、ちょっと私も勉強したんですが、なかなか地域医療支援病院の指定を受けると、何か入院初日に1,000点の診療報酬加算とかＤＰＣ機能評価係数の点数を受けることができるとか、何かすごい難しいことがいっぱい書いてあったので分かりにくかったんですが、その辺については検討をされたこととかはございますか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしについてお答えさせていただきます。

200床未満というところでの検討でございますが、過去においてもそういったことの検討はしたことはございます。ただ、日本におけます病院のうち病床数が200床未満の病院は今だいたい７割を占めておるんですけども、この中にはもともと200床以上で200床未満に移行したケースも含まれるんですけども、その背景として、病床の機能分化の促進のために診療報酬改定があるということで、その中で国の施策の下に誘導されていっている部分もあるのではないかというふうに考えており

ます。

厚生労働省は200床未満の病院を、診療所と共にかかりつけ機能を担い、地域包括ケアシステムを支える医療機関と位置づけまして、急性期以降の回復期・慢性期の入院医療や外来・在宅医療を担うように考えています。中には循環器などの専門病院で高度医療を提供するケースもあるんですが、基本的に地域密着型の病院という位置づけになっています。

国ではそうした機能の強化を促すために、200床未満の病院に対しまして、外来や在宅医療の点数を手厚くするなどの診療報酬改定による政策誘導がこれまで行われてきたところでございます。

もちろん、今後どうするか、現在300床ある病床を今後どうするかという議論も当然していかなければならないところなんですが、病院の立地条件や地域の医療機関との病床機能、機能分担等の状況によりまして、同じ病床規模であっても全く役割が異なってくるということもございます。

そういったところで、200床未満にするということは当然、提供する医療を制限するということになりますので、病床機能が変われば医師や看護師の確保にも影響が出てきます。

このように、様々な角度から検討していくことがたくさんございます。今後の国や地域医療構想調整会議での議論の動向も含めまして、慎重に検討をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

今はまだ無理かもしれないけれども、今後はそのようなこともやっぱり視野に入れて考えていく必要性があるのかなと思っています。人口がどんどん減っていく中で、橋本圏域の医療圏の中で病院の統合再編の必要性というのはもうあると思うんです。

その中で、先ほど事務局長おっしゃったように機能分化、どこの病院がどんな科を担っていくのかというのを、この医療圏域で考えていかないといけない。それは県の役割だと思うんですけれども、そういう県との、地域医療構想調整会議ですか、その辺の動きはどのようになっているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）地域医療構想調整会議での進捗状況ということで、調整会議におきましては、現在の地域医療構想が2025年までの構想となっておりますので、まず、それまでは現行の地域医療構想の中で調整を進めていくというふうなことで、先週もちょうど調整会議があって、そこの場でもこのことが確認されたところでございます。

その次に、今、国のほうでは既にもう次の2040年を想定した中でのガイドライン作成のほうに入っております。医療だけではなくて、そこには介護との連携であったりとか、当然これから働き手がどんどん減ってくるというところで、そういった医療従事者の確保、こういった問題を含めた中で、今後、地域医療構想、圏域でどういうふうに取り組んでいくのかということがガイドライン上で示されて、各都道府県でまた構想のほうが策定されるというふうに考えております。

そういった中で、しっかりと県や保健所、それとこの圏域の医療機関と協議のほうを重ねまして、しっかりと今後、市民病院として、どういうふうな立ち位置で、どういった機能を果たしていくのかということを考えて、連携のほうを取っていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君。

○16番（土井裕美子君）県がしっかり音頭取りをしていただいて、旗を振っていただいて、

2040年ですか、次は、この地域をどのようにしていくのかというのに即して、市民病院もそれに追随していかなあかんのですけれども、取りあえず、でも、赤字があるということですので、その赤字を解消するためにしっかりと今言われたことを。

先生からレクチャーを受けて勉強したことは、ああ、市民病院すごい、ほぼやってくれているんやなと私もちょっと驚きました。でも、なぜその一生懸命やってくれている病院が赤字になっているのかなと、そこがちょっと疑問点でよく分からない部分があるんですけども、取りあえず看護師を増やして、病床の確保もしていただいて、診療報酬を上げていくということで、公立病院、市民病院は大切な病院でございますので、一丸となって職員の皆さま努力をして、経営改善に向けて取り組んでいっていただきたいと思います。

また決算委員会、それから同僚議員の質問にも何か解決策があるやもしれませんので、私の質問はこの辺で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）16番　土井君の質問は終わりました。

この際、２時20分まで休憩いたします。

（午後１時55分　休憩）

―――――――――――――

（午後２時20分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番５、18番　中本君。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）それでは、会派最後の一般質問者として質問させていただきます。

今回は１項目で、橋本市立小学校の統廃合についてお伺いします。

全国的に少子化が進行する中で、橋本市においても全国平均よりも速いペースで児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。今後はさらなる児童生徒数の減少が見込まれるなど、子どもを取り巻く教育環境の将来変化に柔軟な対応が求められています。

応其中学校、高野口中学校、信太中学校の３校が昭和58年４月に統合され現在の高野口中学校に、また、西部中学校、橋本中学校、学文路中学校の３校が平成28年４月に統合され現在の橋本中央中学校になりました。

ここでお伺いしたいことは、市内の小学校14校の統廃合についてどのように考えているのか、お伺いしたい。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君の質問、橋本市立小学校の統廃合に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡　一行君）登壇〕

○教育部長（岡　一行君）橋本市立小学校の統廃合についてお答えします。

本市の小学生の児童数は、学校基本調査や住民基本台帳に基づく算定では、令和２年度の2,834人を基準としますと、令和11年度には2,165人となる推計がなされており、約23.6％減少すると見込まれています。

この児童数の減少傾向や多様化する教育的ニーズに対応できる学習環境を整えるため、教育委員会では、めざす学校づくりの具体的な方向性を示すものとして、令和６年４月に第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を策定しました。

この第２期基本方針では、「持続可能な社会の創り手の育成」をめざすべき学びの姿に、「未来を創造したくましく生きる」を学校教育でめざす子ども像として、子どもの成長・発達にとって望ましい教育環境を構築できるよう、適正規模の観点から学校再編を包括し

た方針としています。

現状の第２期基本方針では、現在14校ある小学校の学校再編は中学校区単位で進めることを基本としています。

橋本中央中学校区は令和10年度を目標に学文路小学校と清水小学校の統合を進めた後に、西部小学校と橋本小学校との再編を検討し、その検討の時期は統合から概ね10年経過後としています。

隅田中学校区は令和９年度を目標に隅田小学校と恋野小学校の統合を進め、紀見東中学校区は令和９年度を目標に境原小学校と城山小学校の統合を進めます。これは災害対応も踏まえた対応としています。紀見北中学校区は令和11年度を目標に柱本小学校と三石小学校の統合を進めます。なお、高野口中学校区は今回、学校再編の検討は行わないとしています。

学校再編の取組みを進める留意点の一つとして、廃校となる学校の児童の新たな負担を軽減するため、通学条件の通学距離を２キロメートル程度に変更し、この条件を超える場合はスクールバス等の運行により改善を図ります。ただし、同じ地区内で児童がスクールバス等に乗れる乗れないというような不公平が生じないよう配慮する必要があると考えています。

教育委員会としましては、これまで対象校の保護者や地域住民等に説明会・意見交換会を通じて第２期基本方針の内容をお伝えしてきましたが、その一方で、学校の存続等を含む様々なご意見を頂いているところです。

このようなことから、学校再編の目標年度の見直しや、学文路小学校と清水小学校の再編統合及び境原小学校と城山小学校の再編統合について変更協議を開始しています。

まず、学校再編の目標年度については令和９年度から令和11年度としていましたが、第２期基本方針の変更協議に時間を要することから、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定時期を令和７年３月の目標から令和７年12月以降にずれ込むと考えており、推進計画の策定時期の変更と学校再編の事務量や体制を考慮した各中学校区での学校再編の目標年度の変更について検討を進めています。

次に、学文路小学校と清水小学校の再編統合については、学文路小学校、清水小学校、橋本小学校の３校による再編統合の検討を進めています。

最後に、境原小学校と城山小学校の再編統合については、学校適正規模の考え方並びに境原小学校の災害対策から学校再編を進めるとしていましたが、改めて児童の安全のための災害対策実施について検討を進めるとともに、再編統合の時期を延長した上での境原小学校と城山小学校の再編統合の検討を進めています。

また、併せて紀ノ光台地区の指定校変更についても検討を進めてまいります。

○議長（森下伸吾君） 18番　中本君、再質問ありますか。

18番　中本君。

○18番（中本正人君） それでは、再質問させていただきます。

まず、はじめに、学校再編の目標年度の見直しを協議していますけども、私の聞きたいのは、見直し後の学校再編の目標年度はいつ頃を見込んでいるのか、それについてお伺いします。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） お答えいたします。

現在、第２期基本方針の変更協議を開始したところであり、各再編対象校のはっきりとした再編目標年度をお示しすることはできませんが、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定時期が令和７年12月以降にずれ

込むことから、再編の目標年度も、少なくとも１年以上は後ろに延長されると考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

ただ今の答弁で、１年以上かかるということは、１年から２年はかかるということで考えているかな。その辺どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）さようでございます。四つの再編統合案を今持っているんですけども、全てが１年ずつずれていくという考えではなくて、各中学校区で協議事項が変わりますので、１年もしくは２年、あるいは３年ずれるところも出てくると考えられます。これは協議事項でございます。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）分かりました。もうこれはこれ以上は言いません。

次に質問したいのは、子どもの人口減少が続いていますけども、境原小学校の児童数が増えている理由は一体何なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

第２期基本方針におきましては、境原小学校は令和２年度に93人であった児童数が令和11年度には152人になる予測がされております。児童数が増加する理由としての主な要因は、現在、境原小学校区の紀ノ光台地区の住宅地分譲により、若い子育て世代が今も増えていることにより子どもが増加すると見込まれているためです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）要因はやはり紀ノ光台の住宅地開発ということですね。私もちょっとこの間見てきたんですが、すごいですね、開発が。あれは、しかし、全部、隅田のほうへ来るんですか、生徒は。その辺どうなんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）そちらも今、指定校変更につきまして並行して協議しているところでございます。現在のところは境原小学校区なんですけれども、紀ノ光台の説明会で様々なご意見等を頂いておりますので、将来的には選択制も含めて考えているところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）なかなか、どこでも小学校が減少している中で、やはり来てくれるのはありがたいなと思いますわね。私も特にこれ調べていまして、児童数が非常に減少しているでしょう。ちょっと私見てみますと、これ令和２年から令和11年で今の児童数の４分の１、２割５分が減少するということですよね。大きいですわね。

そう思えばこの紀ノ光台ですか、来てくれるのはありがたいなということで喜んでおる次第でございます。これはこれで結構です。

次に、学校再編により廃校となる学区へのスクールバス運行についてどのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

第２期基本方針では、スクールバス等を利用できるのは廃校となる対象の児童が対象であり、再編先の学校へ通学する新たな負担を軽減するために、通学の条件を現在の３キロメートルから２キロメートル程度に変更し、この条件を超える場合にスクールバスの運行により改善を図ることとしています。

ただ、距離を２キロメートル程度としてお

りますのは、区や自治会が広いケースもありますので、同じ区や自治会でも手前の方が２キロメートル少し切っていて、奥の方が２キロメートルを超えている場合に、同じ地区内で不公平が生じないように、同じ地区では皆さんスクールバスに乗っていただけるようにと今のところ考えております。

また、利用人数が多い場合はバスの便数も増やすことの対応も必要じゃないかと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）確かに、ただ今の答弁で、通学距離を３キロから２キロに減らしてくれるということは、これは子どもたちのためにも、遠くなるんですから、まして低学年の児童にとってはやはりうれしいことであると、それは私、理解しました。

ここで私、お伺いしたいのは、今度は学校全体が行くということですよね。１人や２人、10人の、マイクロバス１台で行けるような学校じゃないですやん。極端に言えばですよ。100人以上の学校もありますやんか。

これ推定ですけども、令和11年度では、だいたい、見てみますと、先ほども言いましたように、約４分の１が減るということですけども、この中で、今まで仮に境原が城山へ行くのにも、あれでもやっぱり２キロぐらいはあるのか、僕キロ数は分かりませんけども、また、柱本小学校から三石ですか、行くのでも、だいたいのとき、僕、申し上げたいのは、仮にマイクロバス１台であれば、それで十分ですよ。ただ、70人、80人、100人と仮になったとき、バスは増やすというふうな答弁を頂いたけども、その辺、２回、３回として分けて運行するのか、それともマイクロバスを２台、３台とするのか、その辺ちょっと詳しく説明願えますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）先ほどバスの便数を増やすというような対応と申し上げましたが、路線バスの走っている区域につきましては、バス事業者にバスの便数を増やしてほしいという働きかけをこれから併せて行っていくという流れになります。

例えば境原小学校でしたら、今、あやの台からバスが通っているんですけども、その路線バスの便数を朝の時間帯に増やすことができないかとか、あるいは柱本小学校でしたら、林間田園都市に既に路線バスが出ておりますので、そのバスの便数を増やすことができないのかとか、そういったところをバス事業者に、学校再編という形で教育委員会が進めていますので、それまでに便数等につきまして、ぜひとも通学の支援をしたいということで、これから事業所に便数の件を含めて協議に入っていく次第です。

以上です。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）マイクロバスじゃないんですね。その辺どういうことですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）スクールバス等ということで、現在、民間の路線バスが通っているところはそちらのほうも併せて利用いただくということで、マイクロバスと併用して、地域によりまして、そういったところをケース・バイ・ケースで考えていきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）それでしたら、路線バスで通学する児童の父兄にとって、そういう説明はもうしてあるんですか、それとも、まだこれからする。まだ先の話ですから、先の長い話ですので、どうかなと僕は思うんだけども、その辺ももちろん、それは話合いはせ

ないかんですわね。その辺はどのように考えていますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）保護者には先日の第２期基本方針の意見交換会で初めて説明をさせていただきました。具体的には各保護者に説明はまだできておりませんので、再編の時期が、目標、計画として定めまして、対象となる、いわゆるアンケートといいますか、そういった意向調査をしまして、その保護者とは通学補助を含めてお話をさせていただくという予定にしております。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）最終的に児童たちが無理のないように、ちゃんとできるようにしてあげてほしいなということだけ要望しておきたいと思います。

次にお聞きしたいのは、将来、まだ先の話ですけども、西部小学校と橋本小学校の再編時期というのか、この辺は。というのは、まず中学校で、もう中学校は西部中学校と橋本中学校が統合していますわね。じゃ、次はもう小学校もそうなのかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

意見交換会で保護者や地域の方々から様々なご意見を頂いたことで、今回、第２期基本方針の変更協議を開始しており、現在、橋本小学校も含めた、清水小学校、学文路小学校、３校による再編統合の検討を進めているところです。

まだ最終的な決定は教育委員会議でされていませんけども、仮に橋本小学校、清水小学校、学文路小学校の３校統合が、これが計画となりましたら、その統合から概ね10年経過後の市全体の児童生徒数の推移を見ながら、第２期基本方針の見直しが必要か否かを検討し、改めて学校再編を考えていきたいとしています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）今聞きました。橋本小学校も統合になるの。私、はじめ聞いていたのは、学文路小学校と清水小学校が統合する、恋野小学校と隅田小学校がと、そういうふうに聞いていましたけども、そして境原小学校と城山小学校と、そんなん聞いていましたけど、橋本小学校が学文路小学校、清水小学校と統合になるというのは、これはまだ決定ではないという、ただ今の答弁でしたけども、この辺も今、協議しているんですか。これはどういうところから橋本小学校も入るということになったのか、ちょっとその辺を詳しく教えていただけませんか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）保護者説明会・地域説明会等に回らせてもらったところ、たくさんの意見を頂いた中で、例えばなんですけど、清水小学校の児童が川向かいに橋本小学校の校舎が見える中で学文路小学校に行かなければならないであるとか、あるいは、教育委員会のめざす望ましい２クラスに、清水小学校と学文路小学校を再編しても届かないんじゃないかとか、様々なご意見を頂いた中で、中学校が橋本小学校と今、併設にあって、そちらに向かう方向がやはり橋本小学校へという意見もありましたので、最初は２校やったんですけど、教育委員会議のほうでも３校に見直すべきではないかという指示もございまして、その変更協議を今、開始したところでございます。

○議長（森下伸吾君）18番　中本君。

○18番（中本正人君）分かりました。一応そういうふうに理解させていただきます。

次、廃校になる学校の跡地利用についてど

のように考えているのか。４校が廃校になりますわね､普通考えれば｡大きな面積ですが、どのくらいあるのか知りませんけども、跡地利用というのをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

廃校となる学校施設につきましては、地元の意見もお聞きしながら有効活用に努めていきたいと考えているところです。これは民間活用も含めまして、幅広くどのような活用方法がよいかというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 18番　中本君。

○18番（中本正人君） 今の段階ではそれぐらいの答弁しかできないですよね。それは私ももう分かっていましたけども、ただ、やはり廃校になる学校の大きな敷地、学校の敷地なので、これは橋本市の財産でもあり、また言えば市民の財産でもあるんですよね。ですから、これ先の話ですけども、跡地利用についてはできる限り有効利用してもらえるように、長年放っとくと言えば言葉は悪いですけども、廃校になったときには、先の話ですけども、やはり早く有効利用してもらえるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君） 18番　中本君の一般質問は終わりました。

順番６、４番　梅本君。

〔４番（梅本知江君）登壇〕

○４番（梅本知江君） 改めまして、こんにちは。

まず最初に、先日のサマーボールの開催、本当にありがとうございました。市が初めて市だけでやるということで、本当に大変だったと思います。初めてスタッフとして現場にいさせていただいてたんですけれども、本当に皆さんが笑顔で楽しんでおられました。本当に大変だったと思うんですけれども、サマーボールの開催、本当によかったなと。そして、花火を見て、とても感動を頂きました。

特に、実行委員会の皆さま、そして職員の皆さま、また、ボランティアの皆さま、本当に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

では、早速ですが、今日二つの一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目です。紀の川河川敷に米軍ヘリコプターが不時着した件についてです。

令和６年７月28日、全国ニュースにもなりましたが、私の自宅のすぐ前の紀の川河川敷に米軍のヘリコプターが不時着しました。真上でヘリコプター５機が低空飛行で旋回し、爆音や爆風がすごくて、何が起こったのか分からず、恐怖でいたたまれませんでした。近隣の方々もそうだったと思います。

その後、３機が不時着いたしました。すぐに警察署と消防署に連絡した後、市役所にも電話をしました。休日だったので、電話に出たのが守衛の方でしたが、すごいことが起こっている、大変だということで、危機管理室をお願いしますということでしたが、つながらないというお返事でした。「えっ、本当に」と、私もとても気が動揺しましたので、もう一度電話しました。でも、そのときにはつながらない状況でした。

消防署には原因が分かり次第連絡をお願いしていたところ、30分もたたないうちに機体不良の修理をしているという連絡を頂き、ご近所の方々にも安心してくださいということでお知らせに回りました。

結果的に何の事故もなくてよかったのですが、何が起こるか分からない昨今、市民を守

る立場であるのに、電話がつながらないとはどういうことでしょうか。危機管理はどうなっていますか。

１、夜間、休日の電話の対応はどうなっていますか。

２、不時着中、離陸後の市民へのフォローアップはされましたか。

３、その後、近隣の方々に被害状況などの確認はされましたか。

二つ目の一般質問です。小学校のプールの授業について。

全国的にも問題になっている猛暑の中のプールの授業の開催または中止ですが、子どもたちが楽しみにしている気持ちもよく分かりますし、泳ぐ力をつけるためにも必要と思います。保護者の方からもたくさん、要望があります。本市としてのお考えをお聞かせください。

１、各小学校のプールの授業の開催状況を教えてください。

２、今後の方針は。民間に委託するなど、お考えですか。

以上、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） ４番　梅本君の質問項目１、紀の川河川敷に米軍ヘリコプターが不時着した件に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君） 紀の川河川敷に米軍ヘリコプターが不時着した件についてお答えします。

まず、一点目の、夜間、休日の電話対応についてですが、夜間、休日の電話対応は、庁舎警備業務、庁舎日直業務の一部として業者に委託をしています。業務委託の内容は、庁舎の巡回警備及び施錠、庁舎来庁者管理及び来庁者対応、執務室及び公用車の鍵の授受等々を電話対応と併せ、常時１名の体制で行っています。

次に、二点目の、不時着中、離陸後の市民へのフォローアップについてですが、市では７月29日、市民に対し今回の事態の状況をお知らせするため、防衛省近畿中部防衛局からの情報を基に、米軍ヘリコプターの予防着陸に至った経過を市ホームページに掲載しました。

また、防衛省近畿中部防衛局に対し、危機管理、安全管理の徹底を米軍に要請するとともに、今後同様の事態が発生した場合には速やかな情報収集、情報提供を行うよう申入れを行いました。この申入れ及び申入れに対する防衛省近畿中部防衛局からの回答も市ホームページに掲載し、市民に対し情報の提供に努めております。

最後に、三点目の、近隣の方々に被害状況などの確認をされましたかについてですが、今回の事態発生後、市では被害状況の確認はしておりません。

○議長（森下伸吾君） ４番　梅本君、再質問ありますか。

４番　梅本君。

○４番（梅本知江君） ご答弁ありがとうございました。

今回のこの一般質問は、米軍ヘリコプターが不時着した件についての答弁というよりは、これを機会に、休日に何か起こったときの危機管理の徹底と市民目線での配慮を考えていただきたいため､再質問させていただきます。

まず、一つ目なんですが、夜間、休日の電話対応についてです｡この日は日曜日でした。議員として早く市役所にお伝えしないということで、電話をさせていただきました。そのときに危機管理室につながらないというご返答だったんですが、これはどういうことでしょうか。これからも緊急なとき、つながらな

いと。そういうことはあり得ないと思うんですが、もしつながらないなら、ほかに何か対処法というのはお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）夜間、休日の電話の対応ですけども、お電話いただいた方から何々課、何々室をお願いしますということであれば、一旦お電話のほうを転送させていただいて、呼出しをさせていただいています。

夜間、休日、職員がいる場合はもちろん電話に出ることができますが、いない場合は呼び出した後、もう一度お電話を戻させてもらって、出ることができませんということでお返事をさせていただいています。

多分、今回、議員のお電話いただいたときには、報告を受けているのが、何回か危機管理室の呼出しの電話があったので、電話担当としては、呼び出したけどもつながらなかったという事実を基に、「今、つながりません」というお返事をさせていただいたというふうに聞いております。

また、休日の対応なんですけども、お急ぎというか緊急の事態であれば、お名前とかお電話番号、内容もお聞きした後、連絡先等も控えておりますので、担当職員、所属長になるかと思いますが、電話させていただいた上で、折り返し担当者からお電話をさせていただくというような運用はしております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）そういうことなんですが、今回の場合、名前を聞いていただくこともなく、電話番号を聞いていただくこともなく、私はどうしたらいいかと思って、もう一度電話をさせていただいた事態なんです。

委託先に任せているということなんですけれども、きちっとした、こういう場合はこういう返答とかという、そういうマニュアルみたいなのがちゃんと委託先に提示されているのか、そして、委託先でそういう係の方にきちっと教育をされているのか、その辺のお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）夜間、休日の警備業務につきましては、特記仕様書ということで内容を定めまして、スケジュール等も踏まえた上で対応をお願いしております。

電話の対応については、それぞれ各課ごとに運用というのも違いもありますので、そこは一定のルールの下、運用してもらっているということです。

きちっとした全てのマニュアルがあるかということですが、これはマニュアルというのは特になく、仕様に基づいた対応を警備員にしてもらっていると。あと、都度、交代のときとか引継ぎ、何かあったときの報告というのは、関係課とさせてもらっているという状況でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）先ほどもちょっと言わせていただいたんですけど、委託先での従業員というか係の方に教育というのはされているんでしょうか。委託しているからって任せっきりではなくて、ですから、こういうことが起こるのではないのかなというふうに感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）委託の内容については、契約、仕様等に基づいてお願いしておりますし、直接、市が警備をお願いしている方に指導というか、することは、偽装請負の関係からできませんので、受けていただいている受注者においてそういった教育というのをさせていただいているというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）結果的に今回このようなことがあるということは、委託先で教育がなっていないということだと思います。きちっと、例えばこういう場合、今回のような危機管理室がつながらない、そういう場合はこういうことですよとか、危機管理に対する、何というんですか、もっと詳しくきちっとしたマニュアルを作成していただいて、委託先で教育をしていただいて臨んでもらわないことには、それでなくてもお一人しかいてないわけですよね。この広い市役所の中、いろいろパトロールしたり、いろんなお役目があって。ぜひここを徹底していただきたいなというふうに思います。

少しちょっと何か遅れたことで本当に大問題になることもこれから起こってくると思いますので、これから、要望としましてですけれども、先ほど言いました、こういうときはこう、こういうときはこうということで、ちょっとマニュアルを作成して、本当に徹底のほうをよろしくお願いします。

そして、二つ目の質問よろしいですか、続けて。二つ目の不時着中、離陸後の市民へのフォローアップについてという部分と、３番目の、その後の被害状況についてというところですが、事後、情報提供ということでしたけれども、ホームページに翌日載せられたということなんですけれども、どうしてホームページだけなのかなと。こういうことが起こりましたと、いつも、私も市のＬＩＮＥに入っているんですけど、ＬＩＮＥでお知らせもなければ、ホームページだけじゃなくて、ホームページは見ないけどＬＩＮＥ見ている人もいてると思うんですけど、その辺はどうしてですか。お答えをお願いします。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

今回の件に関しましては、議員がおただしの部分につきまして、当日のその辺りも含めてということに考えられるわけでございますが、実際、着陸をしている間につきましては、全容が、国からの正確な情報が全く入っていなかったというのが事実でございますので、直接、広報等はできない状況でございました。

また、事後につきましては、ホームページで情報提供をさせていただいたわけでございますけれども、この際には国と協議をいたしまして、こういう形で市民に対して周知をするということで了解を得ましたので、そういう形でした次第でございます。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）ホームページだけにしてくださいと、国からのお話だったんですか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

そちらのほうは特にそういう指示はございませんでしたが、こちらのほうで市ホームページで十分事は足りると判断をいたしました。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）それだけでは足らないと思います。ＬＩＮＥとホームページだけの情報でも、私はなかなか市民の方に届いてないんじゃないかなというふうに感じています。

私の言うフォローアップというのは、そういう情報の提示というのも今言ったように一つなんですけど、当日のことなんです。皆さんはその場でいてたわけではないので、私は本当に一部始終見ていまして、目の前で起こっていることで、多分、私が警察に電話したのが１人目だったと思います。本当にすごい、この上でプロペラ二つついたヘリコプター３機が、大きなのとヘリコプター２機が真上をずっと、すごい暴音と暴風で旋回していて、

そして、目の前に３機止まったんです。何が起こるかと思いました。

その時点で私はすぐに電話、警察に電話、消防署に電話をしたんですけれども､そして、中から兵隊さんですか、出てきて。いや、本当にミサイルか何かをこちらに向けられるのかなと。私もう、おうちの中からこんなふうにして、ちょっと窓から見てたんですけど、動画も全部撮ってあります。

でも、今日見ていただこうかなと思ったんですけど、もうこのことよりも危機管理のことを私は今日質問しているので､これからの、それはいいかなと思ったんですけど、本当、私だけじゃなくて。

あの辺って独り暮らしの高齢者の方も多いんです。もうあのとき皆さんが本当に､「何あったん」「何あったん」と、堤防もぶわっといっぱいになりますし、電話もじゃんじゃんかかってきますし、もう大ごとだったんです。

私も本当、気がもう動揺していて、消防署から本当にきちっといただいたんです、連絡を。それでやっと安心しまして皆さんにもちょっと言ったんですけど、全部回るわけには私も行ってませんし。

ですから、もうその時間がだいたい２時間半ぐらいなんです、飛び立つまで。消防署からの電話を頂いたときも30分でということでしたけど、長くちょっとかかったみたいで、２時間半のあの恐怖。いや、本当に皆さん不安で、恐怖でたまらなかったことだと思います。

この件を軽視されたのかどうか分かりませんけれども、市として何のフォローアップもなく、ましてや被害状況の確認もされていないというご答弁でした。なのにホームページには、この着陸による周辺住民や建物への被害はありませんと書いてあったんです。何を根拠にそういうことを書かれたんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

議員のおただしの、そのとき、着陸をしているときに地域住民の皆さんに広報しなかったのか、軽視していなかったのかということに対してですが、おっしゃるとおり、着陸から離陸まで米軍ヘリコプターは約２時間半ほど時間を要したわけでございますが、その間に防衛省からの連絡は私どもへは１度きりでございました。

その１度きりの連絡につきましても、全容が把握できる状況ではなく、また、周知をしてもよい内容であるという確認は取れなかったわけでございます。ですので、危機管理室としましては、地域住民の皆さまに広報ができる、可能な情報を持ち合わせていなかったというところでございます。

次に、何をもって被害はないというふうにホームページに書いたのかということでございますが、こちらは防衛省のほうが現場、現地を確認いたしまして、私どものほうに､「この着陸による周辺住民や建物等への被害はありません」というふうに市のほうに報告を頂きましたので､それを基に広報いたしました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）国からそういうお言葉があったということなんですよね。でも、実際なんですが､この件で天井が崩れたところ、私、現場を実際見に、お話が来まして現場を見に行きました。そして、外壁が崩れたり、といが壊れたり、私の家のベランダのといは飛んでいきました。もうこれはほんの少しのことで、被害があっても、私たちみたいによく言わない方もおられると思います。

私は防衛局のほうに直接連絡をしまして、現場確認に来ていただきました｡そして､今、

手続き中ということになっています。国からのそういうお話があったからそう載せたということなんですけども、ではなんですけれども、その２時間半の間、30分もたたないうちに、不備があって着陸しているということが分かったわけなんですよね。

その時点で、例えばですけれども、車で巡回しながら、「皆さんご安心ください」と、例えばですけど、市民のことを思ったらですよ、ご安心ください、ただ今、こうこういう理由で、もうじき離陸予定ですのでご安心くださいという巡回する車を回すであったり、なかなか一つ一つ訪問なんて大変だと思うんですけれども、例えばですが、そういう、何というんですか、市民の方への配慮というか、そういうのが全然なかって、回っているのは新聞記者とテレビ局の人でした。とても私は残念に思いました。

ですから、これからまたこういうこと、台風や地震にはすごくいろいろ危機管理できていると思います。していただいていると思いますが、本当にこれからの時代って何が起こるか分からない。この件をきっかけに、本当もう一度、危機管理の見直しと強化、そして、何よりも市民の方々への配慮、最終的には、安心して暮らせる橋本市にということで、今後とも引き続き、この危機管理についてよろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目２、小学校のプールの授業に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田　実君）登壇〕

○教育長（今田　実君） 小学校のプールの授業についてお答えします。

一点目の、各小学校のプールの授業の開催状況についてですが、本市の小学校では、６月下旬から夏休み前までの約１か月間の間に週２から３回の水泳の授業を実施しています。

令和６年度の授業の実施状況については、全14校で合計約1,000時間の水泳の授業が予定されていましたが、暑さや降雨等の気象状況により約８％の授業が取りやめになりました。残りの約92％については、予定どおり授業を実施することができています。

二点目の、今後の方針、民間に委託するなどについてですが、民間事業所等の室内にある温水プールであれば、問題になっている気象状況に左右されることなく授業を行うことができます。

全国的に学校内にあるプールでの水泳授業を廃止し、民間のスイミングスクール等に水泳の授業を委託している事例は承知しています。児童生徒にとっては水泳のインストラクターから専門的な指導を受け、短時間での泳力の向上が見込まれるほか、教員の働き方改革の面からも、プールの水質管理や清掃などの維持管理業務の負担軽減の効果が期待できます。

一方、民間のスイミングスクールを使用する場合、児童生徒にとっては学校からの移動の負担やそれに伴う授業時間数の減少などの課題も考えられます。

教育委員会としては、今後、民間等の受入先プールの状況や委託に係るコスト面での比較、民間委託を行う上での指導上の課題、将来の児童生徒数の推移や学校再編も踏まえた上で、学校等の意見も聞きながら検討すべきと考えています。

○議長（森下伸吾君） ４番　梅本君、再質問ありますか。

４番　梅本君。

○４番（梅本知江君） ご答弁ありがとうございました。

一つ目の質問なんですけれども、各学校による授業の開催の差はありますか。もしある

としましたら、その差がある原因をお教えください。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）ご質問にお答えしたいと思います。

まず、学校によってプールの授業の差というのはあります。それは、それぞれの学校で暑さ指数、ＷＢＧＴですけれども、それぞれの学校にこれを測定する機械を置いてあります。それで測った上で、運動に適した状況なのかどうかということを判断した上で、実施するかしないかを決めているからです。

このＷＢＧＴというのは、気温、そして日射、そして湿度、この三つから出てくる数字ですので、各学校のプールのあるところの状態、また、指導する時間帯によっても変わってきますので、それぞれ、同じ時間帯であったとしても、するしないの違いというのも出てくる。そういうようなところから違いというのが出てきているというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）ちょっと調べていただきましたところ、プールの期間というのが６月下旬から７月の終わりか８月の最初ぐらいまでということで、約１か月ちょっとの期間だとお聞きしました。その中で水泳の、プールの授業が中止になるところが全然ないという学校もあれば、１か月ちょっとの中で14回も中止しないといけないという学校もありました。この差についてはどうお考えですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）これは気候が相手ですので致し方ないと、それは私は考えています。私自身が学校に勤めているときも、やっぱり子どもたちの状況を見たら、今日は水泳の授業をしてあげたいなと思っても、プールへ行って、それで測ってみたら駄目だという日がやっぱりありました。それはその日、その時間､そこの学校でやると決めてあるので、それはもうどうしようもない。ただし、駄目になった時間については、体育の授業の中で内容を変えて、例えば保健の授業をしたり他の教科に変えてということで授業することで対応しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）ありがとうございます。

気温とかのそういう状況で仕方ないのは分かるんですけど、あまりにも、中止せずできている学校とそうじゃない、あまりにも差があって、やっぱり泳ぐ力というのはとても大切だと思うんです。

振り替えていただいているということなんですけど、じゃ、その日プールができなかったから、じゃ、また次のところで、例えばその代わりに国語の授業をしましょう、じゃ、次の国語の授業のときに今度はプールの授業に振り替えてましょうといったところで、その日またできるかどうかはちょっと分からないことだと思うんですけれども、何かちょっとあまりにも、14回とか中止になっている小学校の子どもたち、とてもかわいそうだなというふうに感じるんですが、そういう調整とかは難しいですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）小学校の授業時間の変更というのは、中学校に比べると比較的やりやすい部分があります。ですから､学校が、またはその学年団が、今日はできなかった分をどこかで振り替えてやるというような計画はします。できるだけ水泳の授業、このシーズンにしかできませんから、確保して指導してあげたいという思いは各学校の先生方も持っているところだと思うんです。そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）よく分かりました。

ですが、実際、お母さん方というか保護者の方たちが「プールの授業がなくなるの、何で、何で」と言って、「それやったら、暑いんやったらプールのお水を入れ替えたらいいやん」というご意見であったり、「みんな朝一番でやればいいやん」というようなご意見も頂いたりしたんですけれども、保護者の方々にはプールが中止になるということはきちんと周知はされていますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）暑さ指数のことについて、そしてまた、プールの授業をすることについて、これ両方ともしています。例えば、暑さ指数のことについては、「今日は暑いから外で遊ぶのはちょっと控えましょう」というような日もあるので、プールだけではなくて、暑さに対するそういう周知もしています。

そして、プールの授業については命に関わることなので、それだけ、水泳の授業のことだけについてのご案内もさせていただいております。そこのところはご理解いただけていることと思って実施しておるところです。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君。

○４番（梅本知江君）そうですね。本当に理解されている方が大半だと思うんですけれども、これからどんどん暑さが、もう毎年毎年増してくるというような、ニュースでもよくお聞きするんですけれども、保護者の方にしたら、これからもうプールの授業はできなくなるんじゃないかとか、また不安を持っている方もおられると思うんです。

なのでやっぱり、次の質問になるんですけれども、学校としては対策というんですか、暑いからできない、中止というだけじゃなくて、そんな場合の何か対処法とかいうのを、また保護者の方たちにも伝えれたときに、皆さん安心していただけるんじゃないかなというふうに感じまして、次の質問のことになるんですけれども。

民間に委託するということを、全国的に見たらいろいろニュースでもよく見るんですけれども、お考えですかということでご回答をいただきました。本当に一長一短で、そうすることで、委託することで、いい面もあれば本当に大変な部分もあると思うんですけど、結果的に、もうこれからそうせざるを得ないのかなと。

別の方法があればいいかと思うんですが、橋本市の場合はアザレアというのもありますし、あと民間のプールもほかにもございますし、本当に、今のままでは対処法ってないので、ちょっと前向きにそういう方向で考えてくだされればうれしいなと思います。

そうすることで、やっぱり大切な子どもたちのためでもあり、そして、忙しい先生方のためにもなるのかなというふうに感じますので、何でも後手にならないように、もう今から、お忙しいと思うんですけど、検討を重ねていただいて進めていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）４番　梅本君の一般質問は終わりました。

この際、３時35分まで休憩いたします。

（午後３時21分　休憩）

（午後３時35分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番７、５番　阪本君。

〔５番（阪本久代君）登壇〕

○５番（阪本久代君）通告に従いまして、一

般質問を行います。

今回は３項目です。

まず、一つ目。小学校の統廃合計画の見直しを。

第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の説明会・意見交換会が一通り終わりました。いろいろな意見が出されています。説明会・意見交換会の資料でも、「(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定は保護者や地域の方々との意見交換を行いながら進めます」とありますので、第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針は撤回し、保護者、地域住民から出されている疑問、意見などにじっくり取り組むべきだと考えますが、今後どのように進めていかれるのか、伺っていきます。

①境原小学校での地域説明会では、境原小学校を残してほしいという声がたくさん出されたと聞いています。この声にどう応えていくのですか。

②徒歩で通学できる場所に小学校があるほうが、地域とのつながり、見守りもあり、安全面からもいいのではないですか。

③８月26日に開かれた橋本市教育委員会定例会では、第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の修正について報告されています。どういう修正ですか。

④統廃合の目標年度を決めたことで、今後転入を考えている世帯にも影響し、廃校になる住宅地はさらに高齢化が進む可能性があります。一旦、学校再編の基本方針を撤回し、それぞれの地域で期限を切らずに話し合うことが大事ではありませんか。

二つ目。コミュニティバス、デマンドタクシーの見直しを。

紀見地区公民館が城山台から橋谷に移転しました。城山台からは、デマンドタクシー杉尾線や路線バスの紀見橋本病院線を使うと近くまで行くことはできますが、サークルなどの時間には合っていません。特別便も含めて見直しの検討を求めます。

三つ目です。学校給食費無償化、来年度以降も継続を。

和歌山県が市町村の学校給食費無償化事業の半額補助を決めたことから、橋本市でも令和６年10月から令和７年３月まで、小・中学校の学校給食費の無償化が実現します。子育て支援の一つとして、学校給食費無償化は欠かせません。県に来年度以降も補助を実施するよう要請するとともに、県が実施しなくても市として継続するよう求めます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君の質問項目１、小学校の統廃合計画の見直しをに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡　一行君）登壇〕

○教育部長（岡　一行君） 小学校統廃合計画の見直しをについてお答えします。

一点目の、境原小学校での地域説明会で出された声にどう応えていくのかについてですが、紀見地区の説明会・意見交換会では、「学校を残してほしい」というご意見をたくさん頂きました。子どもたちを地域が見守り、学校の存続を願うという意見や主張は、境原小学校区だけではなく、他の意見交換会でも同様のご意見を頂いています。

このような次第から教育委員会では、頂いた意見等を踏まえ、現在、第２期基本方針の変更協議を進めており、２巡目の説明会は、変更後の基本方針の内容について、１巡目の説明会と同様に実施していきたいと考えています。

ただ、２巡目の説明会を実施する前に再編方針の変更を検討していることや、１巡目の説明会での意見、質疑に対する回答などを保

護者等の皆さんに周知する必要もあると考えており、できるだけ早い時期にこれらの内容を説明したいと考えています。

次に、二点目の、徒歩で通学できる場所に小学校があるほうが、地域とのつながり、見守りもあり、安全面からもいいのではについてですが、第２期基本方針では、多様な子どもの教育的ニーズに対応できる望ましい学習環境を整えることを目的として、学校の小規模化が進む中で、望ましい学校の規模を確保するために､学校再編を進めるとしています。これにより、小学校が今よりも距離が遠くなることは避けられません。

このため、学校適正規模・適正配置に取り組む上で配慮すべき留意点として、小学校が遠くなる児童の通学条件の改善のため、スクールバス等の運行、通学路の安全対策や防犯対策、地域と学校の協働・連携の強化などを取組みとしています。望ましい学習環境を整えながら、学校が遠くなることの影響に対する対応を実施していきたいと考えています。

三点目の、第２期基本方針の修正についてですが、保護者や地域への説明会・意見交換会で頂いたご意見を踏まえ、学校再編の目標年度、学文路小学校と清水小学校の再編統合及び境原小学校と城山小学校の再編統合について変更協議を開始しています。

まず、学校再編の目標年度については、令和９年度から令和11年度としていましたが、第２期基本方針の変更協議に時間を要することから､(仮称) 橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定時期を、令和７年３月の目標から令和７年12月以降にずれ込むと考えており、推進計画の策定時期の変更と学校再編の事務量や体制を考慮した各中学校区での学校再編の目標年度の変更について、検討を進めています。

次に、学文路小学校と清水小学校の再編統合については、学文路小学校、清水小学校、橋本小学校の３校による再編統合の検討を進めています。

最後に、境原小学校と城山小学校の再編統合については、学校適正規模の考え方並びに境原小学校の災害対策から学校再編を進めるとしていましたが、改めて、児童の安全のための災害対策実施について検討を進めるとともに、再編統合の時期を延長した上での境原小学校と城山小学校の再編統合の検討を進めています。また、併せて紀ノ光台地区の指定校変更についても検討を進めてまいります。

最後に、四点目の、学校再編の基本方針を撤回し、期限を切らずに話し合うことについてですが、各説明会の中でも、再編方針は決定事項ではなく、丁寧な説明と対話を重視しながら進めており、第２期基本方針の変更を終えた後､(仮称) 橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定により、再編を決定していくこととしています。

現在、説明会・意見交換会の意見等を踏まえ、第２期基本方針の変更協議を進めています。引き続き丁寧な説明と対話を重視しながら進めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君、再質問ありますか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） もう３人目なので、この①②③④に関係なく再質問していきます。なるべく重ならないようにはしていきます。

教育委員会議の中で変更を検討しているということで、境原小学校についても、今までは災害対策はソフト対応だったけれども、ハード対応も含めて検討していくというふうに変更を考えられているというふうには受け取ったんですけれども、ただ、説明会の中で出されている意見というのはそれだけじゃなくて、先ほども答弁にもありましたけれども、

やっぱり小学校を残してほしい、これがやっぱり一番大きいと思うんです。

それで、会議録、ホームページに載っている分なんですけども、幾つかちょっと紹介していきたいと思います。

抜粋なので、ちょっと分かりにくいかもしれませんけれども、息子さんが６年生で、途中で引っ越してきて１年間お世話になったという方なんですけれども､子どもさんいわく、「境原小学校ほどいいところはない。それは人の心が温かい、友達がみんな自分を大切にしてくれた。子どもたちはとても伸び伸び、本当に優しく思いやりがあって、もうこんな理想的な学校はないと思います。少ない人数の中でも一人ひとりを大切にする教育というのがここでずっと行われているのです」ということで､やっぱり少人数であっても十分に、何というか、それを不満に思うということなく、きっちり教育をされているということだと思うんです。

それともう一つ、これも小峰台に住んでいる方ですけれども、「九度山町の小学校の出身」と。「少人数で、みんな１年生から６年生まで、みんな名前が分かるような学校で育ちました。それによって、特に多様化の時代に対応できなくなったというような、そんな思いは全く感じていなくて、小峰台に引っ越ししてきて、小学校が少人数だというのを聞いて、ちょっと安心したような面もあって、子ども一人ひとりに目が届くような学校だったら､そのほうがうれしいなと思っていました。災害対策のほうをまず早急にやっていただいて、この小学校が安全に通える小学校になれば、特に廃校にする必要は全くないのではないか」と、こういうふうなお声があります。

どちらかといえば、安全対策はもちろんだけれども、小規模校だからといって何の不自由はないというか、むしろ、なぜこの１学年２学級にこだわるのかなというのが私の率直な疑問です。

第２期の橋本市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の答申の中でも、確かに､「橋本市の望ましい学校規模を小中学校とも各学年２学級以上とした」とありますけれども、その第３章の中では、小学校において､「学校の小規模化が進む現状の中、１学級の学年が生じている学校もある」と。そうした学校では､「今後の入学児童数の推移を注視し、学級規模がさらに縮小することが見込まれた段階で統廃合の検討を始めることが必要であると考える」というのが答申の中身です。

これを受けて教育委員会のほうでは、１学年２学級ということでこの基本方針をつくられたわけですけれども、いろいろ、今現在、小規模校に通われている子ども、また、保護者の皆さん、また、地域の皆さんも、絶対に２学級にしなければいけないというふうに皆さんが考えているわけではないと思うんです。むしろ１学年２学級にこだわることが余計に混乱を生じさせているのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

第２期の基本方針では、望ましい小学校の学校規模の考え方としまして１学年２学級としています。これは､「子どもが多様な学習形態で学び、多様な考え方に触れることで、思考力や問題解決力を育まれる」としていますが、その背景には、複数の学級になることで配置される先生方の数も増えることで、教師の教材研究力等から指導力、学校経営力の向上につながることが挙げられます。それが児童生徒の学力にも影響を与える要因の一つになると考えているからです。

また、人間関係の構築や多様な集団の形成

が図られやすいことで、クラス替えができることも複数学級の利点です。

これらのことから、１学年１学級よりも２学級のほうが望ましいということで考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）ただ、望ましいということで、それを強引に推し進めようとしているのではないかなというふうに思います。

学校の先生の、何というか、働き過ぎの問題であるとか、いろいろなことはあるとは思いますけれども、それを複数学級にすることで解決するというのではなくて、またほかの方法もあるのではないかなとも思うし、やっぱり、地域でも見守ることもでき、歩いて通うことのできる小学校があることのほうが、子どもにとってもいいのではないかなと、そこからはやっぱりどうしてもそう思えて仕方がありません。そこは平行線にはなると思いますけども。

それで、先ほど答弁をされたんですけど、ちょっと速くてメモができなかったので再確認したいんですけれども、教育委員会定例会の中で修正について検討が始められているんですけれども、その中でも、例えば、いろいろ地域からの声もあって、学文路小学校と清水小学校だけではなくて橋本小学校も３校一緒にという検討も始まっているということなんですけれども、教室の問題とか、何というか、ハード面のどうしても解決しなければいけない問題というのは出てくると思います。

その辺で、どういう手順、今後どういう形で検討を進められて、それをまた地域に返していかれるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）一つの、学文路小学校と清水小学校と橋本小学校につきましては、やはりまずキャパシティのこと、それと今現状の受け入れる場所の、いわゆる施設改修も伴いまして、一定の期間を確保しながら進めていく必要があるというふうに考えております。

また、境原小学校につきましては今まで、ハード対策はしないという形で説明会・意見交換会を進めてきたんですけども、教育委員会議の中でもハード対策について検討すべきという指示も頂きましたので、ハード対策を並行して進めていくという形で協議しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）先ほど阪本議員から小規模校のことに関して評価いただいたお話がありました。それはすごく私としてもうれしいことです。なぜなら、現状置かれている状況の中で、子どもたちにつけていかなければならない力をどうやってつけていくか、それはそれぞれの学校に課せられた課題であり、それを解決するために精いっぱいそれぞれの学校で努力している結果だと私自身は考えます。それを評価いただいているというところは本当に学校の励みにもなりますし、大切なことだと思います。

そして今、境原小学校の話、部長からもありましたけれども、今までは３年でということだったんですけれども、どうしても、先ほどの壇上からの部長からの答弁にもあったように、少し計画を延ばしていく必要が出てくるということから、やっぱり安全対策、延びる分には少なくとも安全対策の部分が必要だろうということで、教育委員会議の中ではできる範囲の中の安全対策というのはしていくことが大事だということを議論しております。

そして、ただ、北側についてはなかなか対策は難しい状況にあるので、リスクを回避で

きている状況ではありません。ですから、そのことも踏まえた上で、今後どういう形で話を進めていくかということについては、しっかり議論していかないといけないかなと、そんなふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）今も清水小学校、学文路小学校、橋本小学校については施設改修を伴うということで、ただ、その教育委員会議というのは、一応、定例は月１回ですよね。その中でいつぐらいまでに、きっちりとした、どうしていくのかという方針の修正を決められて、それをまた地域に返していくのかという、その辺のめどはどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）変更につきましては、できるだけ議論のもれがないようにしていきたいんですけれども、この議論をしっかり締めないと２回目の説明会の意味がありませんので、そこは中で慎重に議論したいと思っています。

今現在、先のことなんですけど、２回目の説明会はこのままいきますと来年の１月か２月になるかなというふうに考えております。ですので、間がかなり空きますので、保護者には、今、最初にお出しした２期方針の内容を変更しているという、今こういうアクションを起こしているということをできるだけ早くお伝えして、ワンクッション置きたいと思っています。

教育委員会としましてごり押しする考えはありませんので、そのために２期方針の内容をお知らせして意見を賜ったので、そちらの中で、今それに対して議論しているということを保護者や地域の方にお伝えしたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）先ほどからずっと、変更でいったら、二つのところで、例えば恋野小学校であるとか柱本小学校のほうではほとんど、意見がなかったわけじゃないけれども、意見が少なかったということで、変更の対象とかにはなっていないんですけれども、例えば柱本小学校でしたら、とにかく、最初に示された案が、今の１年生が６年生になったときに三石小学校ということで、多くの保護者の皆さんにとってもはちょっと、もう自分とこは卒業してしまっているわ、みたいなところもあって、関心も低かったのではないかなという気もしますし、地域説明会も人数は少なかったけれども、根底にあるのは皆さん、はっきりと統廃合、廃校には反対だとおっしゃったのは１人だけだったけれども、その質問の根底にあるのは、やっぱり柱本小学校を残してほしいという気持ちがすごくあったと思うんです。

そういうことを考えたときに、やっぱり、全ての対象のところで、やっぱり地域として、また保護者としてどう考えていくのかということを議論する場というのは、引き続きつくっていかないといけないのではないかなというふうに思います。

特に柱本でいえば、来年４月には紀見こども園が開園しますし、そのことによってまたこれからの子どもの出生数も変わってくるかもしれないし、いろいろな状況が出てくると思いますので、今あんまり意見がないからといって置き去りにしないでもらいたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）意見が多い少ないではなくて、何が問題と捉えていて、それを提案いただいているか、そこは大事にしていく必要があると私は考えています。大きいから答えていく、それだけでは絶対駄目で、小さくてもやっぱり大事にしたいことは何かとい

うことを主張されていることは、しっかりそれは私自身は受け止めていきたいと、そんなふうに思っています。

変更ということで三点挙げさせていただいておりますが、時期ということを考えれば全てのところが対象になりますので、全部のところが対象になって考えていくと考えてもらってもいいかなと思います。

内容については触れてはいませんけれども、時期のところでいうと、対象というのは全部ということになっていきますので、ご理解ください。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） その辺は本当によろしくお願いします。本当はもう一旦白紙に戻して、地域から声を上げていくという形にしてもらいたいんですけれども、なかなかそういうわけにはいかないという、１回提案しているだけにそういうわけにはいかないということですので、もう本当に、広い範囲で本当に意見を集める、また、聞くだけじゃなくて、やっぱりそこでいろいろ、議論というたらおかしいかもしれないけど、そこで話し合うということもやっぱり大事だと思うし、言ったけど何も返ってこないというたら、やっぱり聞く耳がないのかということになってしまうと思うので、その辺も気をつけて、気をつけてというか気にしてもらいたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） 壇上からの答弁にも入れさせてもらったんですけど、今こういう変更協議をしているということをお知らせするとともに、例えばなんですけども、ＰＴＡの代表者の方とかそういった方に、今こういった形で話をしていますという、できればそういう時間を取っていただく機会もあればいいかなというふうに考えております。いきなり説明会で変わったことをお知らせするということは考えておりません。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） １番を終わります。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目２、コミュニティバス、デマンドタクシーの見直しをに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君） コミュニティバス、デマンドタクシーの見直しをについてお答えします。

本市のコミュニティバス、デマンドタクシーについては、乗降実態調査や市民アンケート、地域懇談会を通じて寄せられた意見を基に、ルートとダイヤの改正を実施しています。

令和５年４月には、コミュニティバスと路線バスを乗り継いで橋本市民病院へ通院がしにくいとのお声を受けて、病院の診療開始時間の午前９時までに到着する路線バスに乗り継げるようなダイヤ改正の実施や、コミュニティバスとデマンドタクシーや路線バスとの乗換え時の待ち時間を短縮するためのダイヤ改正などを行いました。

その結果、令和５年度のコミュニティバスの利用者数は２万8,646人で、改正前の令和４年度に比べると大幅に増加しています。デマンドタクシーについても、路線を増やしたこともありますが、利用者が２倍近くに増加しています。

このことから、今回の改正で一定の効果があったと考えており、昨年度のダイヤ改正実施から間もないことから、当面の間は現状を維持し、各地区公民館サークルの時間を考慮したダイヤ改正や地区公民館行きのような特別便を設ける予定はありません。

今後も持続可能な公共交通サービスの提供とさらなる利便性向上のため、より効果的、

効率的な公共交通の運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君、再質問ありますか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） まず、コミュニティバス、デマンドタクシーを利用している人の意見を尊重して、今までいろいろと改善されてきているということはすごく大事なことだと思います。ただ、今利用している人も大事だけれども、これから利用するであろう人の意見というのも一つ大事だと思うんです。

例えば、公民館でいえばサークル活動が活発ですけれども、サークル活動が活発になれば高齢者の生きがいとか健康づくりにもつながります。車の運転ができなくても移動の自由が保障されるということは大事だと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） 確かに、利用いただくには利便性を向上させたいという気持ちはございます。しかしながら、様々な立場で利用されている方がいらっしゃるというのも事実です。バスにつきましては、一定の時間帯を決めて運行しているような運用の仕方というところになっていますので、公民館に特別配慮するような時刻表の設定というのは現時点では考えておらないというふうに答弁させてもらっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） ここでちょっと、教育委員会のほうにお尋ねします。

紀見地区公民館が引っ越したことに伴って、活動をやめたサークルというのはありませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

今回の新しい公民館の移転のために活動をやめた団体につきましては、ございます。３団体ございます。ただ、そのうち１団体は交通の便を考慮して、紀見北地区公民館で、別のところで活動をしております。あとの２団体は数年前から活動していなかったということもあって、今回の移転を機に廃止されたということで伺っています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） 今の時刻表は、いろいろ見たら、公民館近くまでコミュニティバスであるとかデマンドタクシーとかが行っているのは行っているんですけど、やっぱりサークルに合った時間とかそういうのは、どこ見てもあんまり合ってないんです。

だから、今まで利用した人の中でサークルに合わせた時間帯にしてほしいというような要望というのが、そもそもあんまり考えた時刻表になっていないから、余計に不満とかはなかったのではないかなと思うんですけれども、先ほどもご答弁していただいたように、やっぱりこれからの高齢者の生きがいづくり、健康づくりのためにも公民館を利用してもらうということは大事だと思うので、今見直したばかりだからすぐにはというのはあると思うんですけれども、次の見直しのときにはそういうことも、いろいろ合わさっていったらいろいろ難しいとは思うんですけど、次の見直しのときにはそのことも検討課題に入れてもらえないでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） 壇上からも申し上げましたとおり、様々な意見を伺いながら時刻表を設定していくというふうにししていますので、次の見直しの際にそういったご意見がございましたら、議員おっしゃっていただいたように、様々な要件がありますので

全て要求どおりとならないかもしれませんが、それはしっかりと要望を聞いた上でつくっていきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）よろしくお願いします。２番を終わります。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目３、学校給食費無償化、来年度以降も継続をに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡　一行君）登壇〕

○教育部長（岡　一行君）学校給食費無償化、来年度以降も継続をについてお答えします。

和歌山県に来年度以降も学校給食費無償化の補助を実施することについては、市として引き続き要請を行っていきます。

次に、県が学校給食費無償化を実施しなくても市として継続することについてですが、これまでの一般質問でも答弁させていただいたとおり、国や県による補助制度が設けられ、恒久財源が確保できるのであれば活用していきたいと考えています。

したがいまして、市単独での学校給食費無償化を実施することは考えていませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君、再質問ありますか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） 今までどおりの答弁なんですけれども、やっぱり給食費が無償であるかどうかというのは、すごく子育て世帯にとっては大きな問題というかインパクトだと思うんです。

和歌山県地域・自治体問題研究所というところが「わかやま住民と自治」というのを発行していまして、これはその研究所の方が県内の市町村を訪ねてまちづくり政策を聞く首長インタビューということで、平木市長も今年の３月号に載っております。

この間来た９月号には紀美野町長のインタビューが載っているんです。この中で、紀美野町はちょっと橋本市と規模が違うから同じようには言えないけれども、ここは人口約7,800人、4,000世帯のまちなんです。町長は前の町政のときに副町長をされていて、今、町長になられて３年という方です。

その方のインタビューの中で、すごく、ああ、そうやなと思ったところが、「紀美野町でも子どもの生まれる数が減少する一方で、高齢で亡くなる方が増加し、人口の自然減が大きい。しかし、移住などで転入されるなど、人口の社会増減はとんとんくらいです。町内で子育てをしやすいように子育て支援策を積極的に実施し、少しでも子どもが増えれば、自然減を少なくし、人口の減少が緩やかになると思っています」ということで、移住・定住にも早くから取り組まれているんですけれども、子育てについては、子育て支援県下一をめざして、令和４年３月に紀美野町子ども子育て応援宣言をしました。

いろいろな施策をしているんだけれども、支援は妊娠前から始めて、大学を卒業し、町内で住まいされている30歳の方まで支援策を設けました。18歳までの医療費の無償化やこども園での給食や保育料の無償化、小・中学校の給食も無償化されています。いろんなことされています、それこそ。

平木市長がこのインタビューで何と答えられているかというと、書いてあることをそのまま、「子育てに関してはずっと日本一をめざしてきました」と、こう書いているんです。「子育て支援では、ハートブリッジという子育て世代包括支援センターをつくって、最初に教育と福祉の連携を図ってきました」と。

こういうことで、ずっといろんなことはされているんだけど、早い話があまりお金のか

からないというか、ことに力を入れて、それはそれで大事なことなんですけれども、やっぱりちょっと、お金は要るけれども、学校給食費、また、近隣と比べたら保育所の給食費にしても、やっぱり無料にするというのが移住者を増やすということにつながるのではないかなと、子育て支援、移住・定住者を増やすことにつながるのではないかなと思うんですけど、市長、どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 阪本議員の質問にお答えをします。

無償化することが移住・定住が増えるということではないと思います。やっぱり町の考え方、人数、予算を考えても、紀美野町は恐らく過疎債もありますから、過疎債もほかの事業であるとかソフト事業に使えるので、いろんな意味で財政的な部分というのも考えられます。

ただ、当市にとっても、私、市長になったときから財政難で苦労してきましたし、その中で、子育て支援って本当に何なのという思いもあって、国がやるべきことじゃないのというのは常々思っています。

その中で今、物価高で給食費がどんどんどんどん高騰しています。今回の補正予算でも、市民の皆さんから給食の内容をもっとよくしてという話を頂きました。それで、そこの部分の値上げについては市が持っています。だから2,100万円ほど要るようになったんです。

ただ、これ予算ありきの給食にならんかなという心配もしています。そうなったときに、また給食の内容が落ちるとかそういう問題も考えられるので、今度無償化して、実際は半分も、正確に50％出してくれるわけではないので、もう金額が決まっています。

でも、うちの給食を考えたら、それをはるかにやっぱりオーバーしているので、そういうところもあると思いますし、まず国が、今、総裁選挙で、某、名前は言いませんけど、給食無償化と公約に挙げられている人もいてますけど、本当に給食を無償化することが本当に子育て支援、ほんまに支援になるんかなということを常々考えています。

ただ、やはり、一般質問でも答弁させていただいたとおり、県が予算をつけたらついていきますという姿勢は変わりません。ただ、じゃ、その上がった分をどういうふうにするのかという実は問題もあって、今、米不足も言われていて、これひょっとしたら米確保できるのかなという心配も今していて、橋本市の米を買うたってよという話を今、経済推進部と給食センターと話をさせていますけど、そういうふうな、実際にさらに上がってきたときにどういう対応をしていくかということ。

やはり、橋本市も税収が下がってきています。企業誘致でその税収が減るのを何とかカバーをして、できるだけ歳入を安定さそうという努力はしていますけど、でも、市民の人の固定資産税というのはやっぱり地価下落で下がっていくことも事実、３年に１回見直すので、そういう問題もあると思いますし、でも本当に無償化することがそういう支援になるのか。

僕はどちらかというと、もっと学校教育を充実させて特色のある教育をするほうが、逆に保護者の人は喜ぶんちゃうんかなというふうにも思っています。この間、岸和田市で橋本市に移住してきたいという人に会ったときに、何でと聞いたら、きのくに子どもの村学園があるからという話を、そういう人たちの話も聞きましたし、だから、ほんまにそうなんかなと。これって、市町村のただお金をばらまいての競争になってきてんちゃうかなというふうにも思っています。

いろいろこれから、県にも既にもう市長会

でも伝えています。また、10月に東京へ行きますから、そのときに国でもやってくださいというような働きかけもしていきますし､今、うちの財政と協議をしながら、今たくさんやることがありますので、そこの財源の確保というところをやっぱりしっかり考えらんと、じゃ､子どもを優先して高齢者の部分を切る、予算を減らすのかと。

やっぱり歳入って決まっているので、歳出が上回るということはそういう予算は組めませんので、そういうこともしっかり検討しながらやっていかないと、結局、子どもはよくなったけど高齢者のサービスが減った、教育の予算が減ったというふうにならないように。

共産党は財源の心配をしてくれませんけど、私らは、私も経営者としての、市長という経営者としての財政運営というのをやっぱりやっていく必要があるのかなというふうに思います。もう予算、もう５年前のあの非常事態のとき、やりたいことは我慢しながら、市民の人にもやってほしいということを全て断って回してきたので、やっぱり適切な財政運営をいかにしていくか、その財源の枠がどれだけ取れるかというところをやっぱり考えないと、逆に市民の皆さんに大きな迷惑をかけるということにもなりかねません。

だから、本来こういうことって国がやるべき、義務教育なんやから国がしっかりやるべきやと私は思っているので、今後も国への働きかけはします。ただ、来年度、県のほうで予算づけしてくれたら、それにはしっかりとついていきます。ただ、上がった分を今どうしようかなという考えは持っていますので、慎重に対処していきたいと思います。

僕も子どもは大事にしたいので、もしできたら個人的にはやったれよとは思うんですけど、市長の立場としてそれを選ぶことが正しいのかどうか、市民の人に迷惑をかけないようにしていくのが私の仕事なので、たとえ嫌われても駄目なものは駄目、やれることはやりますよというようなことを考えないといけないと思っています。

ただ、来年、県は多分つけてくれると思います。だから、その準備はしていこうと思っていますので、なかなか、補助がなかったら実際にやれないというのが現状ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） ここでちょっと、何も言わんほうがいいかもしれないんですが、ちょっと一言だけ。

やっぱり、何というのかな、子育て世帯っていろいろお金も要るし、給食費が無料になれば、それをまた子どもにも、ほかのことにも使えるしということで、やっぱりお金、ばらまきと言ってしまったらあれやけど、やっぱりお金はすごく大事だと思うんです。２人、３人と学校に行かれている方があるところやったら、もう１万円以上のやっぱり給食費になってきますので。

それと、やっぱり税収を増やそうと思ったら、若い世帯を増やさないことには駄目だと思うんです。高齢者は、今まで頑張ってきた高齢者は高齢者で大事にしないといけない、それはそのとおりです。だから、バランスって本当に難しいかもしれないけれども、やっぱりこれからの橋本市を考えたら、若い世帯を増やさんことには、それこそなくなってしまうということにもつながってしまうので、来年も多分、県はしてくれると思うという、そういう感触は持たれているということなので、それに大いに期待しながら、引き続き給食の無償化ということは言い続けたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君の一般質

問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明９月10日午前９時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後４時24分　延会）

地方自治法第123条第３項の規定により、ここに署名する。

議　　長　森　下　伸　吾
５番議員　阪　本　久　代
13番議員　田　中　和　仁